

平成 21 年度事後評価シート（平成 20 年度に実施した施策）

施 策 名	1. 地球温暖化対策の推進	評価年月日	平成 21 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	地球環境局総務課 木村 祐二		

①施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 20 年版環境・循環型社会白書における位置づけ (※323 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	1 章	地球環境の保全
施策(節)	1 節	1 地球環境の保全			
その他関連する個別計画		京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定策定、平成 20 年 3 月全部改訂) 低炭素社会づくり行動計画(平成 20 年 7 月閣議決定)			

※環境・循環型社会白書「平成 20 年度環境の保全に関する施策・

平成 20 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

②施策について

施 策 の 方 針	地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくために 1992 年(平成 4 年)に採択された気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。 京都議定書における 2008 年(平成 20 年)から 2012 年(平成 24 年)の温室効果ガス排出量 6% 削減約束を確実に達成する。			
	<備考>			
予 算 動 向	金額(単位: 千円)	H18 年度当初	H19 年度当初	H20 年度当初
	一般会計	844,615	1,622,626	2,624,862
	特別会計	23,805,342	33,508,629	40,072,265
施 策 を 構 成 す る 具 体 的 手 段	【国内における温室効果ガスの排出抑制】			
	・自主参加型の国内排出量取引推進事業や地球温暖化対策技術開発事業など、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策の実施。			
	・業務用冷凍空調機器からのフロン回収強化など代替フロン等 3 ガスの排出抑制対策の実施。			
	【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】			
	・温室効果ガスの森林吸収源対策に関する国内体制整備。			
【京都メカニズム活用の推進】	【京都メカニズム活用の推進】			
	・有望な CDM(クリーン開発メカニズム)/JI(共同実施)案件の実施可能性調査実施、国別登録簿の整備・運用、京都メカニズムクレジット取得事業の実施。			
	・CDM/JI に関する途上国等人材育成支援。			

③施策の方針に対する総合的な評価

指 標 名	温室効果ガスの総排出量[CO ₂ 換算ト]					
H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標	目標年
13 億 5,500 万	13 億 5,800 万	13 億 4,000 万	13 億 7,400 万	調査中		H20～24 年度の平均
目標を設定した根拠等	基準年	基準年の値				
根拠等	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定策定、平成 20 年 3 月全部改訂)					

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。我が国は、平成 17 年 2 月に発効した地球温暖化対策のための唯一の国際的な枠組である京都議定書を締結しており、6% 削減約束を達成する国際的な責任を負っている。

(計画の評価・見直し等)

政府全体の温暖化対策については、平成 20 年 3 月に全部改定された京都議定書目標達成計画(平成 20 年 3 月閣議決定)に基づき、関係省庁が連携して取組を進めている。環境省では、エネルギー対策特別会計を活用して再生可能エネルギーの集中的な導入支援のような石油代替エネルギー・省エネルギー対策を推進し、費用効果的なエネルギー起源二酸化炭素の削減に一定の進展がみられたが、平成 19 年度の排出量は、基準年総排出量と比べて 9.0% 増加しており、京都議

定書の6%削減約束の達成には9.6%(注)の排出削減が必要である。京都議定書目標達成計画の進捗状況(平成20年12月地球温暖化対策推進本部幹事会)によれば、平成19年度の大半の対策について実績のトレンドが概ね見込みどおりであった。

(注): $9.0\% - 6\% + 3.8\% - 1.6\% = 9.6\%$ (基準年総排出量との差) + 6%(京都議定書の削減量) - 3.8%(森林吸収分) - 1.6%(京都メカニズム分)

また、実績のトレンドが見込みどおりでないものについても、自主行動計画においては、各団体に対して取組の強化を促しているところであり、その他の対策においては、対策・施策の追加・強化を行っているところである。平成19年度においては、原子力発電所の利用率の低下等の影響による電力部門の排出量の増加、電力排出原単位の悪化が総排出量の増加に大きく影響を与えているが、電気事業連合会においては、引き続き①安全確保と信頼回復を前提とした原子力発電の推進、②火力発電熱効率の更なる向上と火力電源運用方法の検討、③京都メカニズム等の活用により、目標達成計画における第1約束期間の削減見込みを達成することとしている。

我が国が低炭素社会へ移行していくための具体的な道筋を示すものとして、低炭素社会づくり行動計画を平成20年7月29日に閣議決定した。同計画では、我が国の長期目標として、2050年に現状から60~80%削減するという目標を掲げるとともに、平成21年の然るべき時期に中期目標として国別総量目標を発表することとした。国内対策としては、「環境エネルギー技術革新計画(平成20年5月総合科学技術会議決定)」に示された技術ロードマップを着実に実行することなどの革新的技術開発、太陽光発電を大幅に拡大すること、次世代自動車の導入、省エネ住宅・ビル、200年住宅の普及などの既存先進技術の普及、排出量取引、税制のグリーン化等によって国全体を低炭素化へ動かす仕組みづくり、低炭素型の都市や地域づくりを進めることなどの地方、国民の取組の支援について定めた。

京都議定書の6%削減目標の達成を確実にするために、排出量の伸び続けている業務部門・家庭部門への対策を抜本的に強化することが必要であることから、平成20年6月に、地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し、事業者や国民の日常生活に係る排出抑制等指針の策定、地方公共団体実行計画の充実に係る規定を定めた。

旧政府の実行計画(平成17年4月閣議決定)に基づく、政府自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスを平成18年度までに13年度比で7%削減する目標は達成した。同計画を引き継いだ政府の実行計画(平成19年3月閣議決定)に基づき、平成22年度から平成24年度までに排出される温室効果ガスの総排出量の平均を13年度比で8%削減することを目標として、各省庁において計画的に取組を進めている。

環境税については、京都議定書目標達成計画において、「地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていく」とされた。

民間のクレジット取引の安全を図るため、国別登録簿の整備を行い、利便性の向上を図った。さらに、政府による京都メカニズムクレジット取得事業を(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に委託して実施した。

(国際交渉等)

国際的には、平成20年12月にポーランド・ポズナンで気候変動枠組条約第14回締約国会議(COP14)及び京都議定書第4回締約国会合(COP/MOP4)が開催され、2013年以降の枠組みについて、COP13で条約の下に設置された特別作業部会(AWG-LCA)と京都議定書の下に設置された特別作業部会(AWG-KP)において、2009年末の合意に向けて、2009年の作業計画、共有のビジョン等に関する議論が行われ、我が国は、北海道洞爺湖サミットの議長国としてその成果を国連における成果につなげるべく、長期目標の共有、セクター別アプローチの考え方、経済発展段階等に応じた途上国の行動

などについて議論に積極的に参加し、一定の成果を得ることができた。

また、条約に基づく交渉プロセスに加え、気候変動問題に関するアジア太平洋地域セミナー、セクター別削減ポテンシャルに関する国際ワークショップ等を開催した。

(森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保)

2008年5月に条約事務局に提出する目録吸収源分野における温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等を検討し、条約事務局に京都議定書に基づく吸収量を報告した。



④今後の主な課題

○6%削減約束を確実に達成するために、毎年6月頃及び年末に京都議定書目標達成計画の各対策の進捗状況を適時適切に点検し、評価する必要がある。また、6月23日に発表された「経済財政改革の方針2009」においても、2020年に2005年比15%削減するとの中期目標及び2050年に60～80%削減するとの長期目標を明記され、国の方針として確認されており、7月に行われたG8ラクイラサミットにおいても、産業革命前からの世界全体の平均気温の上昇が2°Cを超えないようにすべきとの広範な科学的知見を認識するとともに、2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成するとの目標をすべての国と共有することを改めて表明し、その一部として、先進国全体で温室効果ガスの排出を2050年までに80%またはそれ以上削減するとの目標を支持する旨、首脳文書に盛り込まれたところ。これらの目標達成に向けて、低炭素社会の構築を図る必要がある。

○政府としてクレジットの取得にあたり、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮しつつ、京都議定書の目標達成に必要な量を確実に確保する必要がある。また、それに向けて必要な予算を確保する必要がある。

○国際的な地球温暖化対策について全ての国がその能力に応じて最大限の削減努力を行う、京都議定書第1約束期間後の2013年(平成25年)以降の実効的な枠組みに合意するため、国際的にリーダーシップを発揮していく必要がある。

○将来の条約事務局によるレビューに耐えうる適切な森林等の吸収量算定方法の確立を図る必要がある。



⑤今後の主な取組

○平成19年度に改定された京都議定書目標達成計画に基づき、6%削減約束の確実な達成のための対策・施策を実施する。

主な追加対策は以下の通り。

- ・自主行動計画の推進
- ・住宅・建築物の省エネ性能の向上
- ・トップランナー機器等の対策
- ・工場・事業場の省エネ対策の徹底
- ・自動車の燃費の改善
- ・中小企業の排出削減対策の推進
- ・農林水産業、上下水道、交通流等の対策
- ・新エネルギー対策の推進など

○平成19年度まで毎年1回行っていた京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検について、きめ細かく厳格なものとするため平成20年度より毎年2回行う。また、平成21年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価する。その上で、必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化する。

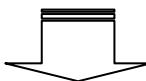
○低炭素社会づくりに向けて、低炭素社会のあるべき姿に至るまでの道筋を示すため、各分野でどのような対策を行っていくか検討を進めるとともに、低炭素社会づくり行動計画に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大などの技術開発・普及や排出量取引、税制のグリーン化などの国全体を低炭素化へ動かす仕組み、地方、国民の取組の支援などに取り組む。

○地球温暖化対策の推進に関する法律の改正を踏まえ、算定・報告・公表制度の施行、排出量の見える化の推進、地方公共団体実行計画の充実等による地域の取組の推進に取り組んでいく。

○京都メカニズムに関する専門知識、プロジェクトの質を評価できるだけの知見、事業性やファイナンス面の知識経験等を有するNEDOに京都メカニズムクレジット取得事業を委託し、直接取得、間接取得、グリーン投資スキーム(GIS)等の形態

から適切な手法を用い、京都メカニズムクレジットを効果的に取得していく。

- 国際的には、平成 21 年にデンマーク・コペンハーゲンで開催予定の気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)に向けて、気候変動枠組条約の下での交渉を中心に、G8 や各国との対話等も活用し、全ての国がその能力に応じて最大限の削減努力を行う、実効ある枠組みに合意するため、国際的にリーダーシップを発揮していく。
- 日常生活から排出される温室効果ガスの算定等を行うための、インターネットを活用したツールの開発など、温室効果ガス排出量の「見える化」を推進する。
- 温室効果ガスの排出抑制等のために事業者が取り組むべき措置等を示した排出抑制等指針について、対象となる部門を追加するなど、その一層の拡充を図る。
- 地理情報データを活用して森林減少活動のあった土地を継続的にフォローするシステムを確立するとともに、6 つの土地利用カテゴリー間の土地利用変化に係る誤差を検証する手法を開発する。
- 地球温暖化対策について強化するため、予算要求等への反映を図る
- 地球温暖化対策について強化するため、機構・定員要求への反映を図る。



施 策 の 方 向 性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
	⑤	定員要求を図る

今後の 施策の 方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	④、⑤

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 1-1		国内における温室効果ガスの排出抑制						
		2008 年(平成 20 年)から 2012 年(平成 24 年)のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990 年(平成 2 年)の水準から基準年総排出量比で+1.3~2.3% の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.54% の水準にする。 また、2008 年(平成 20 年)から 2012 年(平成 24 年)の代替フロン等 3 ガスの排出量を 1995 年(平成 7 年)の水準から基準年総排出量比で▲1.6% の水準にする。						
環境・循環型社会白書における位置づけ		1章1節 地球温暖化対策 1章2節 オゾン層保護対策						
関係課・室		地球温暖化対策課、市場メカニズム室、環境保全対策課フロン等対策推進室						
指標の名称及び単位		①エネルギー起源二酸化炭素の排出量[CO ₂ 換算トントン] ②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量[CO ₂ 換算トントン] ③代替フロン等 3 ガスの排出量[CO ₂ 換算トントン] ④(間接)1 世帯当たりの二酸化炭素排出量[CO ₂ 換算トントン] ⑤(間接)業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量[CO ₂ 換算トントン]						
指標年度等		H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値
指標	①	11 億 9,900 万	12 億 0,300 万	11 億 8,600 万	12 億 1,900 万	調査中	H20~ 24 年度 の平均	10 億 7,600 万~ 10 億 8,900 万
	②	1 億 3,290 万	1 億 3,220 万	1 億 3,200 万	1 億 3,090 万	調査中		1 億 3,200 万
	③	2,340 万	2,220 万	2,420 万	2,410 万	調査中		3,100 万
	④	作成中	作成中	作成中	作成中	調査中		
	⑤	作成中	作成中	作成中	作成中	調査中		

目標を設定した根拠等	基準年	①、②1990年(平成2年) ③1995年(平成7年)	基準年の値 ①10億5,900万 ②1億5,100万 ③ 5,120万					
	根拠等	京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定策定、平成20年3月全部改訂)						
【達成の状況】								
<p>平成19年度の排出量は、基準年総排出量と比べて9.0%増加しており、京都議定書の6%削減約束の達成には9.6%(注)の排出削減が必要である。京都議定書目標達成計画の進捗状況(平成20年12月 地球温暖化対策推進本部幹事会)によれば、平成19年度の大半の対策について実績のトレンドが概ね見込みどおりであった。</p> <p>(注): $9.6\% = 9.0\% \text{ (基準年総排出量との差)} + 6\% \text{ (京都議定書の削減量)} - 3.8\% \text{ (森林吸収分)} - 1.6\% \text{ (京都メカニズム分)}$</p>								
<p>また、実績のトレンドが見込みどおりでないものについても、自主行動計画においては、各団体に対して取組の強化を促しているところであり、その他の対策においては、対策・施策の追加・強化を行っているところである。平成19年度においては、原子力発電所の利用率の低下等の影響による電力部門の排出量の増加、電力排出原単位の悪化が総排出量の増加に大きく影響を与えているが、電気事業連合会においては、引き続き①安全確保と信頼回復を前提とした原子力発電の推進、②火力発電熱効率の更なる向上と火力電源運用方法の検討、③京都メカニズム等の活用により、目標達成計画における第1約束期間の削減見込みを達成することとしている。</p>								
【必要性】								
評価・分析	<p>京都議定書に定められた温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するため、国は、地方公共団体、事業者、国民、それぞれの役割に応じた取組を促す多様な政策手段を、その特徴を活かしながら、有効に活用する必要がある。</p>							
	【有効性】							
<p>平成19年度における我が国の温室効果ガス排出量は基準年比で9.0%上回っており、目標達成計画の策定期における各対策の排出削減見込量を達成するためには、過去を上回る進捗が必要な対策が多く見られ、極めて厳しい状況にあるといえる。エネルギー起源二酸化炭素については、平成19年度で基準年比15.1%も増加しており、十分な対策効果が現れておらず、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められる。一方、メタン・一酸化二窒素及び代替フロン等3ガスの排出抑制については、基準年排出量を下回っており、一定の対策効果が現れている。</p>								
【効率性】								
<p>平成20年度における政府の地球温暖化対策予算のうち、6%削減約束の達成に直接の効果のあるものは5,235億円であり、このうち環境省の予算は374億円である。環境省においては、エネルギー対策特別会計を活用して、費用対効果の観点を重視したエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策を推進している。</p> <p>また、国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積と中小の事業所における削減ポテンシャルを引き出すことを目的として、自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)を実施しており、平成20年度末時点で約232社による参加を得て、参加事業者は自ら設定した削減目標の達成に取り組むとともに、排出枠の取引を活用し、結果として費用効率的かつ確実な排出削減が実施された。</p>								



<今後の展開>

- 平成 20 年 3 月に全面改定された京都議定書目標達成計画に基づく対策・施策を着実に実施するとともに、毎年 6 月頃及び年末に京都議定書目標達成計画の各対策の進捗状況を厳格に点検する。また、平成 21 年度には第 1 約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価する。その上で、必要に応じ機動的に計画を改定し対策・施策を追加・強化し、6%削減約束の達成に確実を期す必要がある。
- 国内排出量取引制度については、昨年10月から開始した排出量取引の国内統合市場の試行的実施を、その参加類型の一つとなった自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)も含めて着実に実施することにより、国内排出量取引制度を本格導入する場合の条件や課題を明らかにする。さらに、諸外国の情勢も注視しながら、試行の結果を踏まえ、我が国の実情に合った仕組みの検討を進める予定。

目標 1-2	森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保 京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である 1,300 万炭素トン(3.8%)を確保する。															
	環境・循環型社会白書における位置づけ 1 章 1 節 地球温暖化対策															
関係課・室	総務課研究調査室															
指標の名称及び単位	①温室効果ガスの吸収量[CO ₂ 換算トン]															
指標年度等	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値									
指標	①	—	3,540 万	3,790 万	4,070 万	集計中	H20～24 年度の平均 4,767 万									
目標を設定した根拠等	基準年	—		基準年の値	—											
	根拠等	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定、平成 20 年 3 月全部改定)														
評価・分析	【達成の状況】 2008 年 5 月に条約事務局に提出する目録吸収源分野における温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等を検討し、条約事務局に京都議定書に基づく吸収量を報告した。															
	【必要性】 京都議定書に定められた温室効果ガス 6%削減約束を確実に達成するため、1,300 万炭素トン(3.8%)を上限に認められている、我が国の森林の温室効果ガス吸収量を確実に確保する必要がある。															
	【有効性】 最新の科学的知見にもとづいて、森林における温室効果ガス吸収量の算定方法を検討することにより、土地転用に伴う土壤炭素ストック変化や、農地土壤への石灰施用に伴う CO ₂ 排出などに関する算定方法に改善が見られた。															
	【効率性】 森林吸収源について、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則して、適切に吸収源を算定することができた。なお、森林保全は地球温暖化防止に加え、国土の保全、水源のかん養、生物多様性保全等の森林の公益的機能の向上に資するものである。															

<今後の展開>

- 我が国の森林の温室効果ガス吸収量を正確かつ十分に計上し、森林吸収量 1,300 万炭素トン(3.8%)を確保するため、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則し、平成 20 年 5 月、土地利用、土地利用変化及び林業分野に係る試行的な条約インベントリ報告書を条約事務局へ提出するとともに、第1約束期間(平成 20～24 年)に向けて、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制の構築に向けた検討を引き続き行う。

		京都メカニズム活用の推進								
目標 1-3		我が国における京都メカニズム(CDM・JI・国際排出量取引)活用のための基盤整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(基準年総排出量比 1.6%)に相当するクレジットを取得する。								
環境・循環型社会白書における位置づけ		1章1節 地球温暖化対策								
関係課・室		地球温暖化対策課市場メカニズム室								
指標の名称及び単位		①クレジット取得量[CO ₂ 換算トントン]								
指標年度等		H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値		
指標	①	—	—	約 636 万 (※契約量)	約 1,665 万 (※契約量)	約 3,209 万 (※契約した量)	H18 年度から H25 年度まで の累積量	約 1 億		
目標を設定した根拠等		基準年	—	基準年の値		—				
		根拠等	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月策定、平成 20 年 3 月全部改訂)							
<p>【達成の状況】 平成 20 年度は約 3,209 万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。</p> <p>【必要性】 京都議定書の約束達成のため、温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力してもなお不足する差分が見込まれる。この差分について、補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要である。</p> <p>【有効性】 CDM/JI プロジェクトを実施するために実施可能性調査を行い、その結果を広く民間事業者と共有し、民間事業者のプロジェクト発掘・形成を促進した。また、CDM/JI プロジェクトの実施が促進されるよう相手国の人材育成支援などの国内制度等に係る体制整備支援を実施した。</p> <p>国内の体制整備に関しては、我が国が京都メカニズムの参加資格を得るとともに、民間のクレジット取引の安全を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、政府や民間法人がクレジットの取得、保有及び移転を管理するための国別登録簿の利便性向上に努めた。</p> <p>クレジット取得に関する取組では、環境省及び経済産業省共管の下、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に政府によるクレジット取得を委託し、京都メカニズムクレジット取得事業を実施した。本事業に当たっては、京都議定書目標達成計画に基づき、原則公募を行うことなど、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮したクレジットの取得を図ることとしており、平成 20 年度は約 3,209 万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。</p> <p>【効率性】 クレジットの調達に当たっては、①京都メカニズムに関する専門知識、②CDM/JI プロジェクトの質を評価できるだけの知見、③事業性やファイナンス面の知識経験等を有する NEDO を活用し、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮してクレジット取得契約を締結した。</p>										



<今後の展開>

○2013 年(平成 25 年)度までに約 1 億トン CO₂ 分の京都メカニズムクレジットを取得するため、平成 21 年度も 2013 年(平成 25 年)度を終期とする国庫債務負担行為及び当該年度の必要額を引き続き計上し、リスクを低減しつつ、費用対効果を考慮したクレジット取得を実施していく。また、国別登録簿の適切な管理、運営を実施する。

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等				
○地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)				
○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)				
目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H20 当初	H21 当初	H22 反映
①気候変動枠組条約・京都議定書拠出金	80,027	72,946	↑	
②地球温暖化対策推進法施行推進経費	4,375	45,640	↑	
③事業者排出削減対策促進経費	5,488	5,488	→	
④温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費	232,016	323,169	↑	
⑤再生可能エネルギー二酸化炭素削減効果検証費	—	—	新	
⑥環境税導入の対策効果及び経済活動への影響等に関する検討調査費	9,594	9,593	×	
⑦バイオマスエネルギー等中核的温暖化対策技術戦略策定調査費	19,616	19,331	×	
⑧次期国際枠組に対する日本イニシアティブ推進経費	137,031	137,323	→	
⑨地球温暖化次期枠組み等普及啓発関係費	30,990	0	—	
⑩低炭素で成長する日本モデルの構築等事業	23,879	0	—	
⑪国際再生可能エネルギー機関分担金	—	—	新	
1-1	①低炭素社会国際研究ネットワーク事業	—	117,559	↑
	②低炭素社会づくりのための中・長期目標達成ロードマップ策定費	—	150,000	↑
	③オゾン層保護法・フロン回収破壊法施行事務費(再掲2-1)	—	—	—
	④冷媒フロン類排出抑制推進費(再掲2-1)	—	—	—
	⑤フロン代替製品普及推進事業費(再掲2-1)	—	—	—
	⑥業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費(再掲2-1)	—	—	—
	⑦ノンフロン化推進方策検討調査費(再掲2-1)	—	—	—
	⑧温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業 (一般会計・特別会計)	75,293	145,443	↓
	⑨国内排出量取引推進事業(特別会計)	3,250,000	2,500,000	↑
	⑩地方公共団体対策技術率先導入補助事業(特別会計)	1,900,000	900,000	↑
	⑪省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業(特別会計)	300,000	160,000	→
	⑫地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業(特別会計)	500,000	350,000	→
	⑬地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)(特別会計)	3,709,592	3,805,341	→
	⑭地域協議会民生用機器導入促進事業(特別会計)	280,000	340,000	↑
	⑮エコ住宅普及促進事業(特別会計)	100,000	100,000	×
	⑯省エネ製品買換え促進事業(特別会計)	300,000	300,567	→
	⑰低炭素社会づくり推進事業(特別会計)	—	802,345	→
	⑱地域からはじめる低炭素社会づくり支援事業(特別会計)	—	300,469	→
	⑲エコポイント等CO2削減のための環境行動促進モデル事業(特別会計)	350,000	360,332	→
	⑳ソーラー・マイレージクラブ事業(特別会計)	35,000	0	—
21	太陽光発電等再生可能エネルギー導入促進事業(特別会計)	250,000	1,000,000	↓
22	低炭素社会モデル街区形成促進事業(特別会計)	1,350,000	900,000	→
23	メガワットソーラー共同利用モデル事業(特別会計)	400,000	0	—
24	廃棄物処理施設における温暖化対策事業(特別会計)	2,117,000	2,167,000	↓
25	風力発電施設に係る適正整備推進事業(特別会計)	230,000	172,451	×
26	地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業(特別会計)	20,000	0	—
27	地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業(特別会計)	820,000	389,184	↑
28	エコ燃料実用化地域システム実証事業費(特別会計)	2,300,000	1,710,000	↑
29	エコ燃料利用促進補助事業(特別会計)	800,000	500,000	→
30	高濃度バイオ燃料実証事業費(特別会計)	0	151,000	→
31	地域におけるグリーン電力証書の需要創出モデル事業(特別会計)	0	100,430	→

32 低公害車普及事業(特別会計)	117,325	146,985	→	
33 自動車省CO2 対策推進事業(特別会計)	130,000	0	—	
34 船舶の省CO2 対策の推進に向けたモデル事業(特別会計)	75,000	55,399	→	
35 温暖化防止・地域再生融資促進事業(特別会計)	45,000	23,011	×	
36 環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業(特別会計)	235,500	235,500	→	
37 コミュニティ・ファンドを活用した環境保全活動推進事業(特別会計)	40,000	0	—	
38 低炭素地域づくり面的対策推進事業(特別会計)	400,000	990,000	↑	
39 EST、モビリティ・マネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進(特別会計)	100,000	134,900	→	
40 二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業費(特別会計)	200,000	156,272	→	
41 温暖化防止国民運動推進事業(特別会計)	4,050,000	1,989,497	→	
42 複数事業者連携等による排出削減対策評価事業(特別会計)	30,000	30,000	×	
43 温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業(特別会計)	50,000	160,000	↑	
44 廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業(特別会計)	50,000	50,000	↓	
45 カーボン・オフセット推進事業(特別会計)	50,000	146,164	↑	
46 サプライチェーンにおける排出量算定事業費	—	—	新	
47 火力発電所リプレイス促進モデル事業	—	—	新	
48 温泉施設における温暖化対策事業	—	—	新	
49 市民参画型小水力発電推進事業	—	—	新	
50 航空機バイオ燃料導入推進事業	—	—	新	
51 洋上風力発電実証事業	—	—	新	
52 風力発電施設に係る希少野生生物共生推進事業	—	—	新	
1-2	①森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立検討費	56,423	46,267	↑
1-3	①京都メカニズム運営等経費	67,758	164,561	↓
	②温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査費	18,870	18,452	→
	③京都メカニズムクレジット取得事業(一般会計・特別会計)	16,081,352	21,661,204	↓
	④京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業(特別会計)	1,270,000	1,284,417	↑
	⑤グリーン・ニュー・ディール促進のためのオフセット・クレジット制度活用推進事業	—	—	新

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
⑥	総合環境政策局で統一要求したため	事項の廃止
⑦	予定の終期通り	事項の廃止
1-1-⑯	地域協議会民生用機器導入促進事業に統合したため	地域協議会民生用機器導入促進事業により引き続き施策を実施予定
1-1-25	19年度～21年度の3年計画で実施したため	一部内容については風力発電施設に係る希少野生生物共生推進事業により引き続き実施予定
1-1-35	地域グリーンニューディール基金との事業内容の重複が考えられ、また、これまでの実績を踏まえて廃止する。	—
1-1-42	サプライチェーンにおける排出量算定事業費に代替したため	サプライチェーンにおける排出量算定事業費により引き続き施策を実施予定

⑨特記事項

<政府重要政策としての該当>

○施政方針演説: 第156回国会(平成15年1月31日)、第159回国会(平成16年1月19日)

第162回国会(平成17年1月21日)、第164回国会(平成18年1月20日)

第165回国会(平成18年9月29日)、第166回国会(平成19年1月26日)

第169回国会(平成20年1月18日)、第170回国会(平成20年9月29日)

第171回国会(平成21年6月27日)

○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(平成15年6月27日)

○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日)

○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(平成17年6月21日)

○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日)

○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007(平成19年6月19日)

○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2008(平成20年7月7日)

<当該施策に関する府省庁>

○内閣府・金融庁・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・農林水産省・防衛省

<昨年度評価書からの変更点>

○温室効果ガス排出量の計算方法の見直しを行ったため、本評価シート内の目標①-①に関する指標の値は、昨年度までの指標の値とは相違している。

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	方針	温室効果ガスの総排出量
	1-1-①	エネルギー起源二酸化炭素の排出量
	1-1-②	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量
	1-1-③	代替フロン等3ガスの排出量
	1-1-④	(間接)1世帯当たりの二酸化炭素排出量
	1-1-⑤	(間接)業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量
	1-2-①	温室効果ガスの吸収量
	1-3-①	クレジット取得量
	指標の解説	1-1-①:毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値 1-1-②:毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値 1-1-③:毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値 1-1-④:温室効果ガス排出量について(要因分析) 1-1-⑤:温室効果ガス排出量について(要因分析) 1-2-①:森林等による温室効果ガスの吸収量 1-3-①:NEDOが公表している契約量
評価に用いた資料等		1-1-①～⑤:日本国温室効果ガスインベントリ報告書 1-2-①:日本国温室効果ガスインベントリ報告書 1-3-①:NEDOプレスリリース資料



指標に影響を及ぼす外部要因	1-1-①:経済成長率、鉱工業生産指数、貨物輸送量、業務床面積等 1-1-②:セメント生産量、家畜飼育頭数等 1-1-③:経済成長率等 1-3-①:国際情勢等
---------------	--

平成 21 年度事後評価シート（平成 20 年度に実施した施策）

施策名	3. 大気・水・土壤環境等の保全	評価年月日	平成 21 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	水・大気環境局 総務課長 岡部直己		

①施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 20 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (※331 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	2 章	大気環境の保全
施策(節)	1 節	2 大気環境の保全		3 章	水環境、土壤環境、地盤環境の保全
		3 水環境、土壤環境、地盤環境の保全		5 章	化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策
その他関連する個別計画		ヒートアイランド対策大綱(平成 16 年 3 月 30 日策定)			

※環境・循環型社会白書「平成 20 年度環境の保全に関する施策・

平成 20 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

②施策について

施策の方針	大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壤汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。							
予算動向		H18 年度当初	H19 年度当初	H20 年度当初				
	金額(単位:千円)	5,412,577	4,755,812	4,301,221				
	一般会計	5,412,577	4,755,812	4,301,221				
施策を構成する具体的手段	特別会計	-	-	-				
	【大気環境の保全】							
	<ul style="list-style-type: none"> 科学的知見の集積を通じた、大気環境基準等の目標の設定とその達成・維持に向けた適切な施策の実施。 固定発生源からの大気汚染に関する規制や自主的取組の促進など多様な措置の実施。 自動車排出ガス等による大気汚染に関する規制、助成、税制措置、普及啓発など多様な措置の実施。 大気環境に係る科学的知見の充実その他基礎調査の実施。 大気環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。 							
【大気生活環境の保全】								
<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動・悪臭に係る規制その他の対策、ヒートアイランド現象や光害の対策の実施。 								
【水環境の保全】								
<ul style="list-style-type: none"> 科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定とその達成・維持に向けた適切な施策の実施。 新環境基本計画戦略的プログラムに沿って、流域全体を視野に置いた、地下水涵養機能や水環境の保全に対する総合的な取組の実施。 工場・事業場に対する排水規制、生活排水対策、非特定汚染源対策、地下水汚染対策、基準値を超える底質対策など負荷の発生形態に応じた対策の実施。 排水基準の暫定基準から一律排水基準への移行等に向けた排水処理技術開発の促進を実施。 底質、底生生物を含めた水環境の保全・改善。 水質総量削減の実施及び閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標設定とその達成に向けた適切な施策の実施。 閉鎖性海域の環境再生に向けた適切な施策の実施。 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく規制の実施。 湧水の復活・保全のためのガイドライン作成等、総合的な支援策の実施。 水環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。 								

【土壤環境の保全】

- ・農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壤汚染対策の推進。
- ・土壤汚染対策法に基づく汚染の状況の把握、及び状況に応じた措置の実施（市街地土壤汚染対策の実施）。
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染土壤の処理等の対策の実施。

【ダイオキシン類・農薬対策】

- ・ダイオキシン類対策特別措置法及び農薬取締法に基づく規制の実施。

③施策の方針に対する総合的な評価

【大気環境の保全】

○近年、健康影響が懸念されている微小粒子状物質(PM2.5)について、これまで継続的に実施してきた各種調査等の国内外の知見を元に、微小粒子状物質の健康影響に関する評価を実施するため、微小粒子状物質健康影響評価検討会を開催。平成20年4月に報告書を取りまとめ、欧米と我が国での生活習慣等の違いによる疾病構造の相違、他の共存汚染物質の影響等多くの不確実性が認められることに留意する必要があるものの、従来から指摘されていた呼吸器系への影響のほか、新たに循環器系や肺がんの健康影響が見られるなど一定の影響が確認された。

また、微小粒子状物質の測定法については、検討会による検討を経て、報告書を取りまとめ、平成20年12月に中央環境審議会大気環境部会に報告した。さらに、微小粒子状物質に係る環境基準の設定について、中央環境審議会に諮問され、同審議会大気環境部会において、環境基準に係る専門委員会及び測定法に係る専門委員会が設置されて審議がなされているところ。

○光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低く、濃度レベルも漸増傾向にあり、注意報の発令地域は広域化している。平成19年12月に学識経験者等による「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告が取りまとめられ、調査研究・モニタリング、国内削減対策及び国際的な取組が、今後の課題として示された。

○全国の大気環境基準の達成状況については、全体としては改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている。一方で、大都市圏を中心に、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準を長期間にわたり達成しない測定局が依然として残っており、さらに改善を図る必要がある。このため、平成19年度に改正及び施行された自動車 NOx・PMに基づく対策を推進した。

○自動車単体対策についても、中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第八次答申（平成17年4月）及び第九次答申（平成20年1月）に基づき、引き続き排出ガス規制の強化等を進める必要がある。

【大気生活環境の保全】

○騒音、振動に係る苦情件数は近年増加傾向にあり、悪臭に係る苦情件数も、徐々に減少してはいるが、まだ高い水準で推移しているため、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。騒音対策としては、騒音規制法の未規制施設に関する施策の充実を図るための検討を開始した。自動車単体対策については、平成20年12月に中央環境審議会による「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」中間答申が出され、これに基づき、マフラーの事前認証制度が導入されることとなるとともに、今後、騒音規制手法の抜本的見直しに着手することとした。ヒートアイランド対策では、対策を進める上で地方公共団体・民間事業者に対して指針となりうるヒートアイランド対策ガイドラインを策定した。今後とも、都市内緑地のクールスポット効果等、ヒートアイランド対策ガイドラインやヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進しつつ、地方公共団体・民間事業者等の取組の促進がより一層求められている。また、まちの快適さを演出する涼感、光、かおり、音などの感覚環境の観点からの対策が求められている。

【水環境の保全】

○生活環境項目に関する水質環境基準の基準達成率が、全体では85.8%となり長期的にみると上昇傾向だが、湖沼においては顕著な改善が見られなかった。これらのことから、湖沼の更なる水質改善に向けた汚濁メカニズムの解明等に取り組む必要がある。また、環境基準の類型指定の見直し、工場・事業場からの排水実態の継続的な把握、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向け技術的な支援を中心とした取組の促進及び効果的な水質汚濁防止のための具体的な方策の検討を行った。

○6次にわたる水質総量削減の実施により東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量は着実に削減されているが、依然、大規模な赤潮や貧酸素水塊が発生しているため、更なる水環境改善に向けた取組が必要である。このため閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを平成21年度中に策定する予定である。また、第7次水質総量削減の在り方について平成21年2月に中央環境審議会に諮問している。

○海域環境保全や海との共生に取り組んでいる海域を選定し、地方公共団体による里海創生活動の支援を着実に実施している。

○中央環境審議会瀬戸内海部会が平成20年6月に取りまとめた瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップを踏まえた取組が進んでいる。

○貧酸素水塊の発生予察、シミュレーションモデルを用いた貧酸素水塊発生抑止対策の検討が進むなど環境省に設置された有明海・八代海総合調査評価委員会が平成18年12月に取りまとめた報告を踏まえた両海域の再生に向けた調査研究が着実に進んでいる。

【土壤環境の保全】

○法律に基づく土壤汚染の調査・対策が行われ、さらに条例や一般の土地取引でも土壤汚染の調査・対策が広く実施されている。その一方で、法律の施行を通して浮かび上がってきた課題等に対応するため、中央環境審議会の答申を踏まえ、平成21年3月に「土壤汚染対策法の一部を改正する法律案」を第171回国会に提出した(同年4月に公布)。

○農用地土壤汚染対策地域については、平成20年度末までに6,577haが指定され、対策事業の実施等を経て、85%に当たる5,559haが地域指定を解除されている。

○ダイオキシン類土壤汚染対策は平成20年度に1地域で対策が完了しており、対策が着実に実施されている。

【ダイオキシン類・農薬対策】

○平成19年のダイオキシン類排出総量は、平成15年比で約23%減少しており、順調に削減が進んでいる。全国の環境調査結果では、概ね環境基準を達成している。

○農薬に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、平成20年度に新たに39農薬の基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられ、生態系保全の充実に向けて期待どおりの成果が得られた。

【効果的な公害防止の取組促進】

○公害防止体制の促進については、平成20年4月に取りまとめた「効果的な公害防止取組促進方策検討会報告書」で示された提言を受け、個別の課題について検討を行った。具体的には、平成20年7月に「大気汚染防止に係る立入検査等の手法検討報告書」を取りまとめ、また、平成20年11月に近畿ブロック水・大気環境担当者会議を開催し、国及び自治体間の公害防止業務に関する情報やノウハウを共有する等、効果的な公害防止取組を促進している。さらに、大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の排出基準及び測定方法等の明確化を図るために検討を進めている。

【アジアにおける環境協力】

○水に関する国連ミレニアム開発目標(2015年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。)の達成に向けて貢献するため、アジア・モンスーン地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を「日中水環境パートナーシップ事業」に取り組んできており、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通した人材教育や中国長江流域等における政策提言を行ってきたところである。中国を始めとするアジア地域の水環境の改善のため、引き続き水環境管理の向上に向けた協力に取り組む必要がある。

○東アジア諸国における水質総量規制制度の導入指針の策定に向け、東アジア諸国の水質保全制度等の調査を着実に進めているところであり、現地ケーススタディにより我が国の知見の適応可能性の検討を行い、その結果を踏まえて東アジア諸国担当者にとってより実用的な導入指針の策定に取り組む必要がある。

○平成20年6月に公表された「クリーンアジア・イニシアティブ」に基づき国際協力を推進した。
(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9811>)

○平成19年12月に中国及びインドネシア両国の環境大臣とコベネフィット・アプローチに係る協力について合意し、それに基づき協力を進めている。平成20年度にコベネフィットCDMモデル事業を2件(マレーシア及びタイ)採択した。



④今後の主な課題

【大気環境の保全】

- 微小粒子状物質の環境基準に係る十分な検討、正確な環境濃度測定を行うための測定法の確立、常時監視体制の整備、生成機構や大気中の組成解明及び多岐にわたる排出源の把握に関する情報の整理、対策のあり方の検討。
- 大都市圏を中心とした大気汚染についての、流入車対策及び局地汚染対策の推進。
- 環境負荷の少ない環境的に持続可能な交通（EST）を目指す取組の推進やモビリティ・マネジメント（MM）によるエコ通勤の推進。
- 光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物の排出抑制対策の推進や、「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告を踏まえた調査研究や国内対策、国際的取組の実施。
- 自動車排出ガス規制の強化等自動車単体対策の推進。

【大気生活環境の保全】

- 大気生活環境の保全について、騒音・振動・悪臭等近年の苦情傾向や国際動向等に対応した調査・研究及びそれを踏まえた対策の実施、地方公共団体・民間事業者等と連携し、ヒートアイランド対策に関する情報の共有を図るとともに、ヒートアイランド対策の推進について支援する。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくりを推進する。さらに、自動車騒音規制の見直し等自動車単体対策を推進する。

【水環境の保全】

- 生活環境項目の新規項目追加等の見直しの方向性を踏まえ、各水域での水質状況の実態、利水用途の把握及び将来水質予測等の各水域での類型指定のための検討が必要。また、低濃度で存在し毒性自体が未知の多様な化学物質に対応するため、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する手法の検討が必要。
- 湖沼の水環境改善に向けた取組、地下水の総合的な保全対策、湧水の保全、国際的な水問題解決のための貢献、皇居外苑濠等身近な水辺環境の改善のための取組等。
- 閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえた第7次水質総量削減の円滑な実施等。
- 里海創生支援活動の継続的かつ円滑な実施。
- 瀬戸内海環境基本計画の目標達成にむけた施策の円滑な実施。
- 有明海・八代海総合調査評価委員会報告を踏まえ、両海域の再生に向けた調査研究を着実に進めるための、関係省庁との密接な連携。
- 気候変動による水温上昇や渇水などにより、今後、公共用水域に生じる水質悪化や水環境への様々な悪影響の緩和施策のあり方について検討が必要。

【土壤環境の保全】

- 平成20年12月に中央環境審議会より答申された「今後の土壤汚染対策の在り方について」を踏まえ、土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講すべき措置の内容の明確化、汚染土壤の適正処理の確保のための規制の新設その他所要の措置を講ずるために、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律案」を平成21年3月13日に国会に提出した(4月17日成立)。今後、改正法を適切かつ円滑に施行するための政省令等の内容の検討が必要。
- 食品中のカドミウム規格基準の見直し動向を踏まえた、農用地土壤汚染対策地域に係る指定要件等の見直しの検討。

【ダイオキシン類・農薬対策】

- 国際的な動向を踏まえたダイオキシン類対策の一層の推進。
- 農薬について、生態系保全の充実に向けた取組の強化、農薬の飛散等による大気経由ばく露を考慮した人の健康保護のためのリスク管理措置の充実。

【効果的な公害防止の取組促進】

- 効果的な公害防止体制の維持のための「公害防止ガイドライン」の継続的な普及啓発及びガイドラインに沿った産業界の取組状況のフォローアップが必要。また、平成20年4月に取りまとめられた効果的な公害防止取組促進方策検討会報告を踏まえた公害防止を促進するための方策等の実施。

【アジアにおける環境協力】

- 水質総量規制制度の東アジア諸国における適用性の確認及び東アジア諸国の国情や法整備を考慮した実用性の高い水質総量削減制度導入指針素案の策定。

- アジア・諸国で発生している環境問題に対処するために、各国の伝統、文化等に配慮しつつ、日本の経験・技術・組織・制度をパッケージ化として移転することにより、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指す必要。
- 特に経済成長の著しいアジアにおいて、途上国の喫緊の課題である環境汚染対策と世界全体の課題である温暖化対策とを同時に実行するコベネフィット・アプローチの推進。

⑤今後の主な取組

【大気環境の保全】

- 微小粒子状物質に係る環境基準の設定について、引き続き検討するほか、測定法の確立・普及、生成機構、排出源情報等の等の知見の収集・整理を行う。また、これまでに実施してきた粒子状物質全体の削減のための対策を踏まえ、今後のPM2.5に係る対策のあり方を検討する。
- 改正自動車NOx・PM法等を踏まえた流入車対策及び局地汚染対策をはじめとする自動車排出ガス対策の着実な実施。
- EST の推進を自発的に目指す地域に対して、EST モデル事業や普及推進地域での取組成果を提供するとともに、公共交通機関の利用促進、低公害車の導入促進、普及啓発等について関係省庁と連携して支援し、全国への普及展開を図る。また、平成21年度より、モビリティ・マネジメント(MM)によるエコ通勤に取り組む企業等に対し、エコ通勤社会実験等の支援を行い、MM普及促進を図る。
- 光化学オキシダントの今後の動向の的確な把握のため常時監視の精度管理体制を構築するとともに、原因物質である揮発性有機化合物を含む国内対策の着実な実施、国際的取組を推進していく。
- ディーゼル重量車についてNOx排出量を09年規制（いわゆるポスト新長期規制）の3分の1程度にする挑戦目標を設定することその他の自動車単体対策の検討を引き続き進める。

【大気生活環境の保全】

- 大気生活環境の保全について、騒音ラベリング制度の導入など低騒音社会を目指した騒音対策の推進及び低周波音に関する知見の集積。嗅覚測定法の精度確保及び国際化対応への検討と臭気指数規制の更なる推進。交通騒音モニタリングのあり方の検討。自動車単体対策について、騒音規制手法の見直し、タイヤ単体騒音規制の導入等について検討。クールシティづくりの推進として注目度の高い街区での集中的かつ一的なヒートアイランド対策等の推進。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくり推進のための事例の収集、普及方策の検討。良好な感覚環境の「見える化」を図るために客観的な指標の開発、良好な感覚環境形成の全国的な展開。

【水環境の保全】

- 新たな科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定と見直しの検討、生活環境項目の新規項目追加等の見直しの方向性を踏まえ、各水域での水質実態、利水用途の把握及び将来水質予測等の各水域での類型指定のための検討、未規制の物質・項目を含めた工場・事業場からの排水実態の継続的な調査、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する新たな手法の検討、水環境中の化学物質挙動に着目した有害物質リスク管理手法の検討、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けた取組の実施、的確かつ効率的な公定分析法の検討。
- 湖沼の水環境改善に向けたより効果的な施策の検討・実施、地下水の総合的な保全のあり方の検討・保全対策の実施、湧水の保全のあり方の検討・対策の実施、皇居外苑濠を始めとした身近な水環境改善に向けた検討等の実施。
- 第6次水質総量規制の着実な実施と閉鎖性海域中長期ビジョンの策定。また、閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえた第7次水質総量削減の実施のための汚染負荷削減の最適化、新たな指標への対応。
- 「里海」づくりを推進するための里海づくりマニュアルの策定、推進体制の整備等。
- 中央環境審議会瀬戸内海部会が取りまとめたフォローアップを踏まえ、瀬戸内海環境基本計画の目標達成にむけた施策の円滑な実施等。
- 関係省庁等が実施する有明海・八代海の再生に向けた調査研究のマスタープラン作成。
- 気候変動による水温上昇や渇水などにより、今後、公共用水域に生じる水質悪化や水環境への様々な悪影響を緩和する施策のあり方について検討を進める。

【土壤環境の保全】

- 土壤汚染対策法について、改正法は平成22年4月1日までに施行することとなっていることから、必要な政省令等の整備、改正内容の周知徹底及び普及啓発等を実施する。

○食品衛生法の規格基準改正の動向を踏まえ、農用地土壤汚染対策地域の指定要件等の見直しについて中央環境審議会に諮問する。

【ダイオキシン類・農薬対策】

○POPs条約やWHOの検討状況等、国際的な動向を踏まえた国内におけるダイオキシン対策の検討・一層の推進。

○農薬について、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定の加速化、農薬の生物多様性に与える影響の調査の実施、農薬の飛散による周辺住民等へのリスクを適切に評価・管理する手法の開発調査の強化。

【効果的な公害防止の取組促進】

○平成19年3月に示した「公害防止ガイドライン」の、継続的な普及啓発及びフォローアップ。平成20年4月に取りまとめられた効果的な公害防止取組促進方策検討会報告を踏まえた事業者及び地方自治体における公害防止を促進するための方策等の実施。

【アジアにおける環境協力】

○東アジア諸国における水質総量規制制度の導入指針策定のため、中国においてケーススタディを実施することで水質総量規制制度の現地適用性を検証し、東アジア諸国の実情に応じた実用性の高い水質総量規制制度導入指針を策定する。

○グッドウォーターガバナンスの向上に向けたアジア水環境パートナーシップ、平成19年4月の日中首脳間における環境協力共同声明を踏まえた日中水環境パートナーシップ等の国際的な水問題の解決に向けた取組。

○アジア各国の状況に応じて、我が国の「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などをパッケージにして普及・展開する。中国及びインドネシアとの二国間合意に基づくコベネフィット・アプローチの推進や、コベネフィットCDMモデル事業を実施。加えて、コベネフィット技術情報の収集・整理を行う。



施 策 の 方 向 性	①	施策の改善・見直し	今後の 施策の 方向性	予算要求等への 反映	①-a			
		①-a 施策の重点化等						
		①-b 施策の一部の廃止・完了・休止・中止						
	②	取組みを引き続き推進						
		施策の廃止・完了・休止・中止						
		機構要求を図る						
	⑤	定員要求を図る			④⑤			

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 3-1	大気環境の保全		
	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をより的確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。		
環境・循環型社会白書における位置づけ	2章2節 大都市圏等への負荷の集積による問題への対策		
	2章3節 多様な有害物質による健康影響の防止		
	2章5節 大気環境の監視・観測体制の整備		
関係課・室	水・大気環境局総務課、大気環境課、自動車環境対策課、環境管理技術室		
指標の名称 及び単位	①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%] ア. 二酸化いおう キ. トリクロロエチレン ス. ニッケル化合物 イ. 一酸化炭素 ク. テトラクロロエチレン セ. クロロホルム ウ. 浮遊粒子状物質 ケ. ジクロロメタン ソ. 1,2-ジクロロエタン エ. 二酸化窒素 コ. アクリロニトリル タ. 1,3-ブタジエン		

【達成の状況】

○近年、健康影響が懸念されている微小粒子状物質(PM2.5)について、これまで継続的に実施してきた各種調査等の国内外の知見を元に、微小粒子状物質の健康影響に関する評価を実施するため、微小粒子状物質健康影響評価検討会を開催。平成20年4月に報告書を取りまとめ、欧米と我が国での生活習慣等の違いによる疾病構造の相違、他の共存汚染物質の影響等多くの不確実性が認められることに留意する必要があるものの、従来から指摘されていた呼吸器系への影響のほか、新たに循環器系や肺がんの健康影響が見られるなど一定の影響が確認された。

また、微小粒子状物質の測定法については、検討会による検討を経て、報告書を取りまとめ、平成20年12月に中央環境審議会大気環境部会に報告した。さらに、微小粒子状物質に係る環境基準の設定について、中央環境審議会に諮問され、同審議会大気環境部会において、環境基準に係る専門委員会及び測定法に係る専門委員会が設置されて審議がなされているところ。

○光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低く、濃度レベルも漸増傾向にあり、注意報の発令地域は広域化している。平成19年12月に学識経験者等による「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告が取りまとめられ、調査研究・モニタリング、国内削減対策及び国際的な取組が、今後の課題として示された。

○全国の大気環境基準の達成状況については、全体としては改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている。一方で、大都市圏を中心に、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準を長期間にわたり達成しない測定局が依然として残っており、さらに改善を図る必要がある。このため、平成19年度に改正及び施行された自動車NOx・PM法に基づく対策を推進した。

○自動車単体対策についても、中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第八次答申(17年4月)及び第九次答申(20年1月)に基づき、引き続き排出ガス規制の強化等を進める必要がある。

【必要性】

評価・分析

○大気環境の保全を通じて人の健康の保護を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つ。また、事業者による自主的取組や地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、官と民・国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。

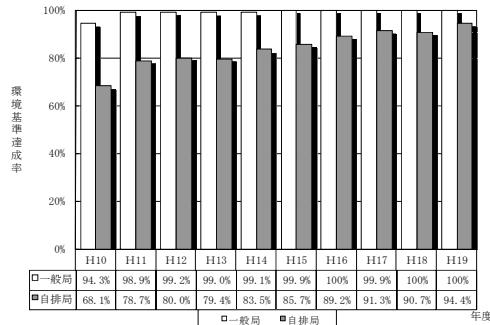
○大気汚染の状況については、二酸化窒素および浮遊粒子状物質について、全体として改善傾向が見られるものの、大都市圏を中心に環境基準を長期間に渡り達成していない測定局が依然として残っているため、引き続き対策を講じていく必要がある。

【有効性】

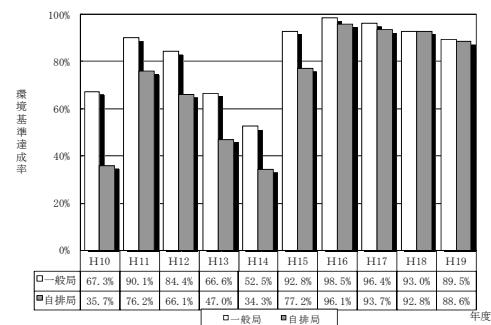
○国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行、有害大気汚染物質の排出抑制対策等の取組が有効に機能しており、一般大気測定局における大気汚染物質の濃度及び環境基準等の達成状況は、高濃度となる要因が複雑な光化学オキシダントを除き良好な状況が継続していると考えられる。

○自動車単体対策、低公害車の普及促進、自動車 NOx・PM 法に基づいた対策等により、全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況については、自動車排出ガス測定局において、二酸化窒素については 94.4%、浮遊粒子状物質については 88.6%と全体的に改善傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている(数値はいずれも平成19年度)。

二酸化窒素の環境基準達成率の推移



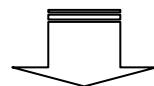
浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移



- 大気環境監視体制を継続し、モニタリング結果をまとめることにより、施策展開の基礎を得ることができた。また、リアルタイムで大気環境データ及び光化学オキシダント注意報をインターネット等で一般公開することにより、大気汚染状況の判断材料として利用されている。
- 浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の固定発生源からの排出抑制対策は、工場・事業場に対する排出規制と、事業者による自主的取組を効果的、効率的に組み合わせるベスト・ミックスにより、取り組むこととしている。平成 20 年度も引き続き、「揮発性有機化合物(VOC)対策功労者表彰」を行った。また「産業洗浄現場における VOC 対策事例集」を作成、配布して、自主的取組を推進した。
- オフロード特殊自動車について、規制対象となる全ての出力帯で規制を開始した。
- 建築物の解体等に伴うアスベスト飛散防止対策については、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を改訂、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を策定し、飛散防止の徹底を図った。また、大気環境中のアスベスト濃度のモニタリング調査を行った。
- 公害防止体制の促進については、平成 20 年 4 月に取りまとめた「効果的な公害防止取組促進方策検討会報告書」で示された提言を受け、個別の課題について検討を行った。具体的には、平成 20 年 7 月に「大気汚染防止に係る立入検査等の手法検討報告書」を取りまとめ、また、平成 20 年 11 月に近畿ブロック水・大気環境担当者会議を開催し、国及び自治体間の公害防止業務に関する情報やノウハウを共有する等、効果的な公害防止取組を促進している。さらに、大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の排出基準及び測定方法等の明確化を図るための検討を進めている。

【効率性】

- 自動車排出ガス対策については、特に大気環境基準を長期間にわたり達成していない自動車交通量が集中する一部の交差点等の局地を対象に、局地汚染対策及び流入車対策を効果的・効率的に実施するため、これらの対策を柱とする自動車 NOx・PM 法の一部を改正する法律が平成 20 年 1 月 1 日から施行され、同法に基づく対策を推進した。



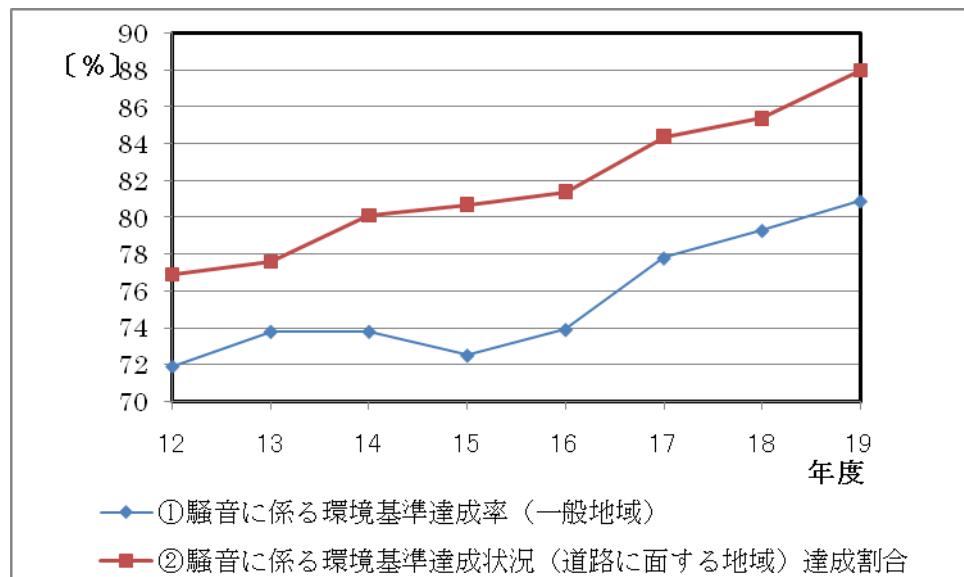
＜今後の展開＞

- 微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準の設定及び測定方法の確立に向けて審議を進めるとともに、知見・データの更なる充実のため、健康影響に係る調査研究の推進、大気環境濃度の把握、発生源対策を進める。
- 光化学オキシダントの環境基準達成率が未だ極めて低く、健康影響などが懸念されるため、引き続き固定発生源からの VOC 排出抑制対策を進めるとともに、「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告を踏まえ、調査研究やモニタリング、国際的な取組等を推進する。
- 有害大気汚染物質について、PRTR 対象物質との整合性を考慮した見直し、及び PRTR データ等を活用した対応方針の整理について検討を進める。
- 自動車交通量の多い一部の交差点等においては大気環境基準を長期間にわたり達成していない局地的な汚染が継続しており、従来の施策に加え、改正自動車NOx・PM法による局地汚染対策等を引き続き推進する。また、引き続き低公害車の普及促進等に取り組む。

- ディーゼル重量車について、NOx排出量を09年規制(いわゆるポスト新長期規制)の3分の1程度にする挑戦目標を設定することその他の自動車単体対策の検討を引き続き進める。
 - オフロード特殊自動車に対する適正燃料の使用等について指針を作成するとともに、中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第九次答申)を受けた次期規制に向けた検討を進める。
 - アスベストの飛散防止対策の徹底を図るとともに、引き続き大気環境中のアスベスト濃度のモニタリング調査を行う。
 - 「効果的な公害防止取組促進方策検討会」報告を踏まえ、事業者及び地方自治体の公害防止取組を促進する。

【必要性】

- 大気環境の保全を通じて良好な生活環境の保護を図ることは、現在及び将来の国民の、健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。
- 騒音に係る環境基準の達成状況の改善に向け、全国各地域の自動車騒音の状況を把握するとともに、自動車の走行実態や自動車単体等から発生する騒音の実態等を把握することにより、自動車騒音規制等の見直しをはじめ効率的な騒音対策を推進する必要がある。
- 多種多様な悪臭の苦情への対応を図るために、臭気指数規制の導入及び生活環境に係る臭気対策を推進する必要がある。
- 騒音・振動の苦情件数は増加傾向にあり、この改善にむけた対策の必要がある。
- 過去 100 年間において、地球平均気温は約 0.74°C 上昇に対し、日本の大都市の気温は 2~3°C 上昇しておりヒートアイランド対策の必要がある。

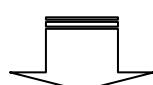


【有効性】

- 自動車騒音の常時監視体制を継続し、全国の自動車騒音の状況結果を取りまとめ、インターネット等で広く公開しており、自動車騒音の状況の把握に利用されている。また、自動車単体対策やその他の総合的な騒音対策により、道路交通騒音に係る環境基準の達成状況は改善傾向にある。
- 増加傾向にあった悪臭の苦情件数はここ4年連続で減少している。しかし、苦情件数は依然として高い水準にある。一方で、臭気指数規制を導入している地方公共団体は、近年増加傾向にあり、351 市区町村(規制地域を有する地方公共団体の 26.9%)となっている。
- スターウオッちングネットワークは毎年 1 万人程度が参加し、光害問題に関する市民への普及啓発が図られている。

【効率性】

- インターネット等を利用して自動車騒音の状況の周知を行うことにより、効率的な情報提供が可能となっている。
- 騒音・振動の新たな規制手法の検討や生活環境に係る臭気対策を通じて、適切な苦情への対応を図っている。
- 注目度の高い都市の街区で集中的にヒートアイランド対策を行うことで、効率的な施策の推進を図っている。



<今後の展開>

- 騒音に係る環境基準の達成目標年次(平成 21 年度)に向け、全国の自動車騒音対策の状況把握と、環境基準未達成地域に対する知見を得て、自動車交通騒音対策の推進を図る。
- 自動車単体騒音対策について、自動車の走行の実態や自動車やタイヤから発生する騒音の実態等を把握することにより、自動車騒音規制手法の見直し、タイヤ単体騒音規制の導入等について、検討を進める。
- 航空機及び新幹線鉄道騒音の音源周辺の土地利用の改善及び音源対策を推進するとともに、騒音モニタリングのあり方を検討する。
- 生活環境に係る臭気対策を進めるとともに、嗅覚測定簡便法の開発、臭気指数測定の精度管理の徹底及び嗅覚測定法の国際化対応への検討を行う。
- 工事・事業場騒音等に関する騒音・振動の評価・規制手法の検討を行う。
- 光害対策ガイドライン等を活用して、地方公共団体における良好な照明環境の実現を図る取組を支援する。
- 長期的視点(実態把握観測、都市形態の改善等)も考慮に入れたヒートアイランド現象の環境影響の調査等に引き続き取り組むとともに、地方公共団体の取組の促進や民間事業者等による取組の支援を行う。
- 良好な感覚環境の「見える化」を図るために客観的な指標の開発等を行う。また、先進的な優良取組事例とともに積極的に全国に紹介することにより良好な感覚環境形成の取組の全国的な展開を推進する。

	水環境の保全
目標 3-3	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。また、これらの施策と併せ、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。
環境・循環型社会白書における位置づけ	3章1節 水利用の各段階における負荷の低減 3章2節 閉鎖性水域における水環境の保全 3章3節 環境保全上健全な水循環の確保 3章4節 環境基準の設定及び水環境の効率的・効果的な監視等の推進 3章6節 地盤環境の保全
関係課・室	水・大気環境局水環境課、閉鎖性海域対策室、地下水・地盤環境室
指標の名称 及び単位	①健康項目基準達成率[%] ②生活環境項目(BOD/COD)基準達成率[%] ③各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/l ^{ppm}] ④瀬戸内海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%] ⑤瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%] ⑥大阪湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%] ⑦東京湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%] ⑧伊勢湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%] ⑨有明海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%] ⑩八代海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順)[%] ⑪東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量(COD、全窒素・全燐の順)[t/日] ⑫赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明海・八代海の順)[件] ⑬地下水基準達成率[%] ⑭年間 2cm 以上の地盤沈下面積[km ²] ⑮湧水の把握件数[件] ⑯(間接)排水基準違反件数[件] ⑰(間接)環境基準を超えるダイオキシン類を含む底質に関する対策着手率・完了率[%] ⑱(参考)常時監視における要監視項目測定地点数[地点] ⑲(参考)公共用水域水質等常時監視における測定地点数[地点(検体数)] (健康項目、生活環境項目、ダイオキシン類に係る水質、ダイオキシン類に係る底質の順) ⑳(参考)瀬戸内海における埋立免許面積 (各年の数値は前年の 11 月 2 日～11 月 1 日までの合計[ha]) ㉑(参考)地下水質常時監視における測定井戸数(概況状況、ダイオキシン類の順)[本数] ㉒(参考)全国水生生物調査参加人数[人]

む必要がある。

- 6次にわたる水質総量規制の実施により東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量は着実に削減されているが、依然、大規模な赤潮や貧酸素水塊が発生しているため、更なる水環境改善に向けた取組が必要である。このため、閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを平成21年度中に策定する予定である。また、第7次水質総量削減の在り方について平成21年2月に中央環境審議会に諮問している。
- 東アジア諸国における水質総量規制制度導入を支援する指針策定に向け、主に中国を対象とする東アジア諸国の水質保全制度等の調査を実施するなど、導入指針の策定に向けた検討が進んでいる。
- 海域環境保全や海との共生に取り組んでいる海域を選定し、地方公共団体による里海創生活動の支援を着実に実施している。
- 中央環境審議会瀬戸内海部会が平成20年6月に取りまとめた瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップを踏まえた取組が進んでいる。
- 貧酸素水塊の発生予察、シミュレーションモデルを用いた貧酸素水塊発生抑止対策の検討が進むなど環境省に設置された有明海・八代海総合調査評価委員会が平成18年12月に取りまとめた報告を踏まえた両海域の再生に向けた調査研究が着実に進んでいる。

【必要性】

- 水環境の保全を通じて人の健康の保護・生活環境の保全を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、水質汚濁防止法等によりその対策が体系的に整理されており、官民の役割分担も整理されている。
- 指定湖沼については、湖沼水質保全特別措置法(湖沼法)に基づく湖沼水質保全計画による各種取組等により汚濁負荷量は削減される傾向にあり、一部湖沼で水質の改善が見られるものの、多くの湖沼において生活環境項目に係る水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策を更に推進する必要がある。
- 世界では安全な水が確保できない人が約11億人おり、世界の水問題は人類にとって重大な問題である。我が国は公害の経験と技術があることから、これを活かして世界の水問題の解決に向けた貢献をすることが求められる。また、平成19年4月に日中首脳による環境協力の合意があり、中国における水質汚濁の解決に向けた協力をすることとなっているため、両国の協力による取組が必要。
- 排水基準による規制のみでは環境基準(生活環境項目)の達成が困難で環境基準達成率が十分とは言えない東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海については、引き続き流入する汚濁負荷の総量の削減が必要である。また、施策の実施後速やかに改善されない閉鎖性海域で、水環境の改善施策を展開するため、海域ごとの利用形態に応じた中長期的に目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする必要がある。
- 東アジア諸国においては、その経済発展に伴う海域環境の悪化が著しく、東シナ海等においては高いクロロフィル α が認められ、我が国の海域環境にも影響を及ぼしていることから、その改善に向けた取組が急務である。
- 貧酸素水塊の発生や底生生物をはじめとする生態系の劣化などの問題が発生しており、「里海」の創生を推進し、人間と海が共生する豊かな沿岸環境保全のための取組の推進が急務である。
- 瀬戸内海環境保全基本計画についてフォローアップを継続して行い、その進捗状況を把握する必要がある。
- 有明海及び八代海においては、赤潮が多発し漁獲量が低迷するなど深刻な状況にあり、両海域の再生に向けた取組が急務となっている。

【有効性】

- 水質環境基準の健康項目については、公共用水域のほぼ全ての地点で基準を達成している。生活環境項目に関しては、公共用水域全体では基準達成率が85.8%(平成19年度)となり長期的にみると上昇傾向であることから、有効であったと考えられる。また、地下水の環境基準達成率は90%以上となっている。

(参考)

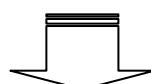
指標	H17年度	H18年度	H19年度	出典
生活環境項目 (BOD/COD) 基準達成率(%)	全体	83.4	86.3	85.8
	河川	87.2	91.2	90.0
	湖沼	53.4	55.6	50.3
	海域	76.0	74.5	78.7

公共用水域水質測定結果

- 公共用水域・地下水の水質常時監視及び地盤沈下監視について監視結果の質を確保するため、モニタリングの的確化・効率化に係る具体的な手法及び信頼性の高い測定データを確保するための精度管理手法等を示した手引等の策定に向けた有効な検討が行われた。
- 排出基準のうち、ほう素、ふつ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準適用業種に対し、平成22年の見直し時に一律排水基準へ移行又は基準値の強化ができるよう、排水処理技術の開発促進や施設管理の合理化促進に向けた技術的検討を行った
- 効果的な公害防止取組促進方策検討の報告(平成20年4月)を受け、事業者が行う自主測定のあり方等について検討を行った。
- 地盤沈下については、全国的には概ね減少傾向であるが、短期的に沈下が進行した地域もあるため、地盤沈下調査等を行うことで確実な地盤沈下抑制が期待できる。
- 環境基準等の目標に関する必要な調査研究、水環境・地盤環境の監視体制の整備等により施策展開の基礎を得ることができた。
- 湖沼水質保全については、下水道等の汚水処理施設の整備等の汚濁負荷削減に取り組んだ結果、複数の指定湖沼において、湖沼水質保全計画に掲げた生活環境項目に係る水質目標値を達成したものの、全体として顕著な改善は見られなかった。
- アジア水環境パートナーシップについては、二国間会合や、国際フォーラムを開催することにより、各国における水管理に関する情報を収集し、政策、市民活動、技術情報源の4つの情報データベースを構築し、パートナー国の水環境管理施策の推進に活用された。また、各国の水環境の現状及び水環境管理のアウトラインなどの情報を整理し自主的な取組を進められるよう支援した。さらに国際フォーラムを通じて各国のNPOや行政官など多様な関係者の参加のもとで水環境保全に係る取組について発表等を行ったことから、水環境管理に係る情報提供及び人材育成を効果的に行うことができた。
- 日中水環境パートナーシップにおいては、平成20年5月に「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書」を日中環境大臣間で締結し、日中協力のもと低コストで地域の実情にあつた排水処理技術の導入に関するモデル調査を重慶市及び江蘇省で実施し、水質汚濁防止に関する支援を進めた。また、セミナー、政策対話等を通じて水環境管理技術の普及促進に関する能力向上が図られた。
- 6次にわたる水質総量削減の実施により、大阪湾を除く瀬戸内海における窒素とりんが環境基準をほぼ達成するなどの効果が認められている。加えて、今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを策定した上で汚濁負荷の総量の更なる削減を図ることにより、環境基準達成率の更なる改善が期待される。
- 海域に流入する汚濁負荷の排水規制を有するが、負荷の総量を削減する制度が不十分あるいは未導入の東アジア諸国において水質総量規制制度を導入することにより、我が国の閉鎖性海域も含めた海域環境の保全が期待される。
- 国民の海への関心を高め、閉鎖性海域の環境保全への合意形成を図るとともに、マニュアルを作成することで「里海」づくりを推進し、沿岸域の生物多様性の保全及び水産資源の確保に資することが期待される。
- 瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップを踏まえて関係機関による各々の取組を進めることにより、瀬戸内海の環境保全の更なる推進が図られることが期待される。
- 貧酸素水塊等に関する調査研究により海域環境の悪化や水産資源の減少といった十分に解明されていない課題が解明することで、有明海及び八代海の再生に資することが期待される。

【効率性】

- 円滑な排水規制及び地下水浄化対策の実施のため、公害防止用設備に対する低利子融資制度を設け、事業者の汚水処理用設備及び地下水浄化施設等の設置に対し支援を行うなど、他の政策手法との効率的な組み合わせについても随時検討・実施を行っている。
- 底質のダイオキシンの測定は、費用が高額で時間がかかることから、都道府県などによる汚染された底質の浄化対策を推進するため、定量下限値や再現性などが確保できる迅速で低廉な簡易測定法の検討を行った。
- 指定湖沼における汚濁負荷の削減については、湖沼水質保全計画等に基づき、工場・事業場に対する負荷量規制に加え、各省連携の下、下水道、浄化槽等の整備事業や直接浄化事業等を組み合わせ、効率的に実施している。また、一定期間ごとに施策の実施状況を点検し、新たな湖沼水質保全計画を策定することにより、状況に応じた対策を効率的に実施する仕組みとなっている。施策の実施に当たっては、例えは調査を実施する際に関係自治体や学識経験者等との連携を密にするとともに民間機関のノウハウを生かした効率的な取組を推進している。
- アジア水環境パートナーシップ(WEPA)については、二国間会合や国際フォーラムを開催することにより、多様な参加者のもとで情報収集と人材育成をすることができたことから、効率的であったと考えられる。日中水環境パートナーシップ事業については、モデル調査、セミナー等を実施することで、中央政府及び地方政府における排水処理技術の必要性に関する理解や適切な水環境管理に関わる能力向上を効率的に図ることができている。
- 工場・事業場から排出される負荷の総量に対する規制や関係行政機関の連携による排水処理施設整備等を組み合わせる水質総量規制を5年ごとに見直しつつ実施することで、社会情勢に対応し効率的に汚濁負荷量を削減できる。
- 水質総量規制制度の導入を支援することで、東アジア諸国における陸域負荷の総量が効率的に削減できる。
- 里海創生支援事業により、全国の活動団体、地方自治体での取組が促進され、普及啓発事業や里海創生活動が効率的に実施できる。
- 瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップの実施により、関係機関による瀬戸内海の環境保全に係る取組の進捗状況が把握でき、より効率的で統合的な施策の実施が図られる。
- 有明海・八代海総合調査評価委員会が取りまとめた報告に基づき作成する調査研究のマスターplanを踏まえることで、有明海及び八代海の再生に向けた調査研究を効率的に実施できる。



<今後の展開>

- 水質汚濁に係る環境基準等の見直しの検討、水環境の健全性指標の検討等、水環境の目標に関し必要な調査検討を行い、それとあわせて新たな排水基準の設定のための調査・検討を行う。
- 未規制発生源対策や水生生物保全の観点も含めた水環境への負荷の低減について、排水規制等のあり方を検討する。
- 暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けて、排水処理技術開発促進および施設管理の合理化促進に向けた更なる検討と事業者への普及を進める。
- 環境保全上健全な水循環の確保に向け、流域全体を視野において水循環計画の策定を促進する。
- 水環境保全活動の普及啓発・効果的なアピール等を推進する。
- 多くの湖沼において水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策をさらに推進する必要があることから、湖沼法に基づき、引き続き工場・事業場、一般家庭等からの汚濁負荷削減を進めるとともに、流域全体を視野におきつつ、農地、市街地等からの流出水対策等を行う。平成18年度から改正湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画の策定が順次なされており、同計画による取組を促進するため、関係省庁と連携し、一層の湖沼水質保全のための汚濁メカニズムのさらなる解明等の調査・検討を含めた湖沼水質保全施策の推進を図る。
- アジアを中心に引き続き、国際協力体制の拡充及び政策立案者の能力向上等を支援するなど、関係各国の水環境ガバナンス強化に向けた取組を推進する。また、中国においては農村地域等における分散型排水処理施設の導入による適切な水環境管理に向けた協力に取り組む。
- アジアを中心に引き続き、国際協力体制の拡充及び政策立案者の能力向上等を支援するなど、関係各国の水環境ガバ

ナス強化に向けた協力に取り組む。

- 引き続き、第6次水質総量規制の着実な実施と閉鎖性海域中長期ビジョンの策定に向けた検討に取り組む。また、閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえた第7次水質総量削減の実施に向けて、新たに設定される指標に対応するため、測定手法やモニタリング体制の見直しを検討する。
- 引き続き、東アジア諸国における水質総量規制制度の導入指針の策定に取り組む。また、東アジアに存在する多国間に跨る閉鎖性海域への導入に際しての課題を整理するとともに、中国において現地ケーススタディーを実施し、導入指針の現地適用性のレビューを実施する。
- 引き続き、里海創成支援事業の実施に取り組む。
- 関係省庁と連携し、有明海・八代海の再生に向けた調査研究を着実に進めていくため、有明海・八代海総合調査評価委員会報告により提言された調査研究の進め方と必要な課題、達成目標または期待される効果を取りまとめた調査研究のマスターplanを作成する。

※上記目標内指標③各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/ヶ月]※CODは、75%値

		指標年度					目標値 (現行計画) H22年度	
		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度		
霞ヶ浦	西浦	COD	9.0	8.9	9.3	9.7	調査中	8.2
		T-N	1.2	1.1	0.99	1.1		0.92
		T-P	0.10	0.10	0.10	0.10		0.10
	北浦	COD	9.3	8.1	9.4	9.8		7.6
		T-N	1.5	1.1	0.93	1.2		0.86
		T-P	0.13	0.092	0.10	0.13		0.090
	常陸利根川	COD	8.0	7.9	8.9	9.6		7.4
		T-N	0.92	1.0	0.83	1.1		0.84
		T-P	0.088	0.093	0.096	0.11		0.074
琵琶湖	印旛沼	COD	10.0	9.6	10.0	12	調査中	8.9
		T-N	3.1	2.9	3.0	2.4		2.7
		T-P	0.13	0.11	0.12	0.14		0.10
	手賀沼	COD	10.0	9.3	9.6	9.7		8.5
		T-N	2.9	2.8	2.9	2.5		2.6
		T-P	0.18	0.17	0.15	0.16		0.15
	南湖	COD	2.7	3.0	2.5	2.9	現状維持	2.9
		T-N	0.32	0.30	0.29	0.27		0.30
		T-P	0.007	0.007	0.006	0.006		4.2
		COD	4.2	4.2	3.7	4.3		0.33
		T-N	0.38	0.36	0.31	0.31		0.018
		T-P	0.017	0.018	0.015	0.015		
宍道湖	児島湖	COD	9.0	8.3	8.0	7.9	調査中	7.5
		T-N	1.5	1.3	1.3	1.3		1.2
		T-P	0.21	0.19	0.20	0.21		0.17
	諏訪湖	COD	6.2	7.3	7.4	6.2	調査中	4.8
		T-N	1.0	0.69	0.71	0.73		0.65
		T-P	0.055	0.053	0.043	0.041		現状維持
	釜房ダム貯水池	COD	2.7	2.7	2.6	2.2	調査中	2.5
		T-N	0.59	0.61	0.66	0.51		0.60
		T-P	0.015	0.19	0.018	0.014		0.016
中海	中海	COD	7.3	5.3	5.9	5.6	調査中	4.6
		T-N	0.50	0.42	0.44	0.41		0.50
		T-P	0.049	0.039	0.044	0.048		0.048
	宍道湖	COD	5.4	4.9	4.8	6.2	調査中	4.5
		T-N	0.54	0.54	0.51	0.50		0.44
		T-P	0.047	0.039	0.040	0.053		0.043

野尻湖		COD T-P	1.9 0.006	1.7 0.005	1.8 0.005	2.0 0.007	調査中	H 20	1.5 0.005
八郎湖	調整池・東部承水路	COD	7.6	8.1	10.0	8.1	調査中	H 24	9.4
		T-N	0.91	0.98	0.71	1.2			0.93
		T-P	0.065	0.081	0.090	0.097			0.067
	西部承水路	COD	13.0	12.0	12.0	9.5	調査中	H 24	9.5
		T-N	1.5	1.5	0.81	1.1			1.4
		T-P	0.087	0.091	0.064	0.0064			0.077

- 農用地土壤汚染対策地域については、平成20年度末までに6,577haが指定され、対策事業の実施等を経て、85%に当たる5,559haが地域指定を解除されている。
- ダイオキシン類土壤汚染対策は平成20年度に1地域で対策が完了しており、対策が着実に実施されている。

【必要性】

- 土壤汚染は典型7公害の一つであり、国民の健康の保護や生活環境の保全の観点から、土壤環境の保全は極めて重要な施策であり、公益性も極めて高い。
- 本件施策については、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律、土壤汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法によりその対策が体系的に整理されている。

【有効性】

- 市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壤汚染対策に基づく調査・対策が実施され、措置の必要な指定区域における措置等の実施率(直接目標の②)が100%となっている。
- 農用地土壤汚染対策については、平成20年度は対策地域の地域指定及び指定解除は行われなかつたため、指定解除は結果として変化しなかったものの、客土工事が3地区で進捗するなど、対策事業は着実に実施されている。
- ダイオキシン類土壤汚染対策については、平成20年度に1地域で対策が完了しており、対策が着実に実施されている。

【効率性】

- 農用地土壤汚染対策については汚染が広域的であり、また農業生産に必要な基礎的な資源である農地を保全するものであることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壤汚染対策が図られている。
- 市街地等の土壤汚染については、汚染の範囲が比較的局所的であり、私有財産である土地を対象とするものであることから、まず、汚染の有無を把握するための調査は、土地の状態につき責任を有し、また、調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有する土地所有者等が行うこととしている。そして、汚染が判明し措置が必要な場合には、汚染原因者に実施を求めることがになっている。このような仕組みにより、調査・対策が広く実施されている。
一方、土壤汚染対策法に基づく指定区域においては、盛土や舗装などの対策措置も、人の健康被害の防止を図るために措置に適合しているにもかかわらず、費用がかかる掘削除去が行われる事例が多いのが実態であることから、より合理的な対策を促進するために、規制対象区域の分類化や必要な対策の明確化などについて土壤汚染対策法の改正案を国会に提出した(平成21年4月に公布)。
- ダイオキシン類土壤汚染については、汚染が比較的広域に及び、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壤汚染対策が図られている。

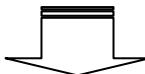


＜今後の展開＞

- 土壤汚染対策法の改正に伴い必要な政省令の整備等を実施し、平成22年4月1日までに改正法を施行する。
- 食品の基準の見直し状況を踏まえ、農用地土壤汚染対策地域の指定要件等について、新たな食品規格基準に即した農用地土壤汚染対策への対応を進める。
- ダイオキシン類による土壤汚染対策に関する指針の検討を行う。

【効率性】

- 平成 17 年から、ダイオキシン類の測定に関して、一部、従来のガスクロマトグラフ質量分析計による方法に加え、より低廉で迅速な簡易測定法として生物検定法を正式に導入しており、効率性を考慮している。また、平成 18 年 3 月には生物検定法に関する精度管理の手引きを策定しており、品質や信頼性についても考慮している。さらに、平成 21 年 3 月には土壤及び底質の調査測定に簡易測定法の導入を図った。
- 農薬は登録申請者が毒性・残留性試験等を行い、その結果を用いてリスク評価を行っており、高いリスクが懸念される場合は、より詳細な試験を課すこととしている。これにより環境リスクの程度に応じたコストが化される制度が充実しており、当該施策を実施するにあたっての効率性も考慮されている。



<今後の展開>

- 平成 19 年 5 月にストックホルム条約(POPs 条約)の第 3 回締約国会議(COP3)で採択された、利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)についての指針を踏まえ、平成 20 年度に引き続き、国際協力として東アジア地域の非意図的生成 POPs 削減に関するワークショップを開催し検討を行う。
- 小型焼却炉対策としては、排出実態調査・インベントリー推計の見直しや、事業者に対し自主管理を促す方策等による排出削減を進める。
- 臭素系ダイオキシン類については、引き続きその実態把握、リスク評価を進める。今後は、WHO の検討状況等も踏まえて、国内における対策を検討していく。
- 簡易測定法については、既に公定法化されている生物検定法に関する検証・改善及び機器分析法の追加による分析手法の向上を図る。
- 農薬について、新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定作業をさらに加速化する。

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等

- ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)
- 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)
- 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
- 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)(平成 4 年法律第 70 号)
- 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号)
- 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- 湖沼水質保全特別措置法(昭和 59 年法律第 61 号)
- 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和 48 年法律第 110 号)
- 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成 14 年法律第 120 号)
- 土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)
- 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和 45 年法律第 139 号)
- 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)
- 工業用水法(昭和 31 年法律第 146 号)
- 建築物用地下水の採取に関する法律(昭和 37 年法律第 100 号)
- 公害防止用設備に係る税制優遇、自動車税のグリーン化等の税制優遇
- 日本政策金融公庫による低利融資

目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)			
		H20 当初	H21 当初	H22 反映
3-1	① 大気環境基準等設定調査費	38,260	33,246	→
	② 大気環境監視測定網整備推進費	114,197	109,768	→
	③ 大気汚染防止規制等対策費	16,415	16,485	→
	④ 有害大気汚染物質総合対策費	341,485	273,492	→
	⑤ 日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討	10,669	21,651	→

	⑥ 在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費	16,072	15,925	→
	⑦ アジア・コベネフィット・フォーラム構築事業			新
	⑧ 排出基準等緊急立入調査費	2,773	2,697	→
	⑨ 公害防止管理実施状況調査対策検討	3,259	8,476	↑
	⑩ 総合大気環境保全対策検討調査費	29,365	20,556	→
	⑪ 微小粒子状物質(PM2.5)対策等調査費	83,137	120,584	↑
	⑫ 光化学オキシダント動向等調査費	18,540	31,533	↑
	⑬ 地球温暖化対策と大気汚染防止に資するコベネフィット技術等の評価検討費	0	10,290	→
	⑭ 揮発性有機化合物(VOC)対策費	104,607	82,670	→
	⑮ 大気環境監視システム整備経費	75,281	100,095	↓
	⑯ 花粉観測体制整備費	91,093	84,328	↑
	⑰ 低公害車普及推進費	27,014	26,126	→
	⑱ 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策費 (H.20 名称変更:都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推進費)	232,885	323, 525	→
	⑲ 交通公害防止等調査検討費	54,132	63,586	→
	⑳ オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費	36,808	44,055	↑
	㉑ 自動車公害実態調査・対策検討費	161,352	109,755	→
	㉒ 自動車環境基準国際標準化等推進費			新
	㉓ 自動車交通環境監視測定費	79,445	79,912	→
	㉔ 経済協力開発機構等拠出金	30,000	30,000	→
	㉕ 環境測定分析精度向上対策経費	32,771	27,791	→
	㉖ 日本モデル環境対策技術等の国際展開	0	151,389	→
	28 低公害車普及事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	-
	29 船舶の省 CO2 対策の推進に向けたモデル事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	-
	30 大気環境常時監視リファレンスセンター(仮称)整備事業			新
	31 中国における大気汚染対策協力事業			新
	㉗ EST、モビリメントマネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	-
	* 大気汚染特別調査費「再掲:9-3」	-	-	-
	* 微小粒子状物質等の曝露影響調査研究費「再掲:9-3」	-	-	-
3-2	① 良好的な大気生活環境保全推進費	17,459	17,476	→
	② クールシティ推進事業	156,879	186,669	→
	③ 良好的な感覚環境形成のための街作りの推進調査	10,000	6,357	→
	④ 騒音・振動公害防止強化対策費	55,280	51,191	→
	⑤ 悪臭公害防止強化対策費	26,372	15,922	↑
	⑥ 交通公害防止等調査検討費「再掲:3-1」	-	-	-
	⑦ 自動車公害実態調査・対策検討費「再掲:3-1」	-	-	-
	⑧ クールシティ中枢街区パイロット事業(H.20 名称変更:低炭素社会モデル街区形成促進事業)(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	-
	* 騒音・振動による住民反応(不快感)に関する社会調査「再掲:9-3」	-	-	-
3-3	* 機器の低騒音化と低炭素社会の形成に向けた騒音ラベリング制度導入検討調査「再掲:9-3」			新
	① 有明海・八代海総合調査評価委員会経費	8,617	8,597	→
	② 水質環境基準検討調査費	130,430	91,301	↑
	③ 水環境保全施策枠組み再構築事業	125,466	65,127	↑
	④ 水環境における有害物質リスク管理手法検討調査	67,198	52,668	↑
	⑤ 排水規制強化費	96,200	73,382	↑
	⑥ 生活排水対策推進費	8,145	11,659	→
	⑦ 生活雑排水の性状に関する検討調査	9,105	0	
	⑧ 総量規制対策等調査費	86,494	84,931	↑
	⑨瀬戸内海環境保全推進等調査費	34,266	18,446	↑

	⑩閉鎖性海域環境保全推進等調査費	225,791	242,936	↓
	⑪湖沼水質保全対策等調査費	79,005	63,402	↑
	⑫底質調査費	26,626	24,890	→
	⑬水辺環境保全活動推進費	1,656	1,377	→
	⑭水環境保全活動の普及支援事業	23,194	20,884	→
	⑮やすらぎの水環境再生事業費	0	3,000	↑
	⑯水質分析法の国際標準との整合化に係る検討調査費	0	21,070	↑
	⑰水循環計画策定等調査費	47,124	35,449	→
	⑱気候変動による水質への影響解明、適応策検討調査費	0	11,598	↑
	⑲世界の水環境保全のための国際的活動経費	278,564	277,741	→
	⑳2008年サラゴサ国際博覧会における普及啓発事業調査	8,096	0	
	㉑硝酸性窒素浄化対策手法検討調査費	21,836	0	
	㉒水質環境総合管理情報システム運営	9,799	4,913	→
	㉓硝酸性窒素対策等地下水質管理的確化調査	11,253	15,169	→
	㉔油汚染等地下水汚染対策調査	0	11,294	↑
	㉕地盤沈下対策調査費	10,002	10,002	↑
	㉖地域の健全な水循環の確保に向けた促進調査	17,630	16,364	×
	㉗「地域の健全な水循環」再生活動の支援事業費			新
	㉘微生物によるバイオレメディエーションの普及促進に係る技術指針検討経費			新
	㉙クールシティ中枢街区パイロット事業(H.20 名称変更:低炭素社会モデル街区形成促進事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	-
	㉚クールシティ推進事業「再掲:3-2」	-	-	-
3-4	①土壤汚染環境基準設定等調査費	143,080	107,147	↑
	②土壤汚染防止対策費	491,213	426,174	→
	①農薬登録保留基準設定費	38,657	41,524	→
	②農薬残留対策調査費	131,613	99,573	↓
	③微生物によるバイオレメディエーションの普及促進に係る技術指針検討経費「再掲:3-3」			新
	③ダイオキシン類総合対策費	143,799	141,559	↑
	④有害大気汚染物質総合対策費「再掲:3-1」	-	-	-
	⑤排出基準等緊急立入調査費「再掲:3-1」	-	-	-
	⑥底質調査費「再掲:3-3」	-	-	-
	⑦土壤汚染環境基準設定等調査費「再掲:3-4」	-	-	-
	⑧土壤汚染防止対策費「再掲:3-4」	-	-	-
3-5	⑨ダイオキシン類削減対策総合推進費「再掲:4-3」	-	-	-
	⑩廃棄物処理等科学研究費補助金「再掲:4-3」	-	-	-
	⑪廃棄物循環型処理施設のうち、ごみ処理施設の内数(対象事業を積み上げ)「再掲:4-3」	-	-	-
	⑫廃棄物循環型処理施設のうち、ごみ燃料化施設「再掲:4-3」	-	-	-
	⑬ダイオキシン類総合調査費「再掲:6-2」	-	-	-
	⑭環境技術開発等推進費(うち、環境リスク評価分野)の内数「再掲:9-3」	-	-	-
	*環境汚染等健康影響基礎調査費「再掲:9-3」	-	-	-
	*農薬対策調査研究費「再掲:9-3」	-	-	-

(注)「*」の事業については、平成20年度から、予算書上では「環境問題に対する調査・研究・技術開発に必要な経費」に計上。

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
3-3㉚	予定の終期どおり。	水循環計画策定後のフォローアップ調査を行うとともに、地域における良好な水循環保全の取組を調査・分析し、地域住民の参画による健全な水循環再生を支援する事業を実施していく。

⑨特記事項

<政府重要政策としての該当>

<当該施策に関係する府省庁>

国土交通省、農林水産省、経済産業省

<昨年度評価書からの変更点>

○指標 3-3-③の「諏訪湖」と「釜房ダム貯水池」については、目標年度を H18 年度からH23 年度に修正し、また、平成 19 年度に新たに指定湖沼に指定した「八郎湖」を追加した。

○⑦予算事項(事務事業)の欄について、事項の記載の仕方をすべて小事項に統一した。

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	指標内容
3-1-①	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準等達成率
3-1-②	全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率
3-1-③	大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率
3-1-④	(間接)低公害車の普及台数
3-1-⑤	(間接)燃料電池自動車の普及台数
3-1-⑥	(参考)一般環境大気測定局の数
3-1-⑦	(参考)自動車排出ガス測定局の数
3-2-①	騒音に係る環境基準達成率(一般地域)
3-2-②	騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)
3-2-③	航空機騒音に係る環境基準達成率
3-2-④	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率
3-2-⑤	(参考)騒音に係る苦情件数
3-2-⑥	(参考)振動に係る苦情件数
3-2-⑦	(参考)悪臭に係る苦情件数
3-2-⑧	(参考)都市域における年間の 30℃超高温時間数、熱帯夜日数
3-2-⑨	(参考)スターウォッチングネットワーク参加者数
3-3-①	健康項目基準達成率
3-3-②	生活環境項目(BOD/COD)基準達成率
3-3-③	各湖沼水質保全計画に定める目標値
3-3-④	瀬戸内海における水質環境基準の達成率
3-3-⑤	瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率
3-3-⑥	大阪湾における水質環境基準達成率
3-3-⑦	東京湾における水質環境基準達成率
3-3-⑧	伊勢湾における水質環境基準達成率
3-3-⑨	有明海における水質環境基準達成率
3-3-⑩	八代海における水質環境基準達成率
3-3-⑪	東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量
3-3-⑫	赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明海・八代海)
3-3-⑬	地下水基準達成率
3-3-⑭	年間 2cm 以上の地盤沈下面積
3-3-⑮	湧水の把握件数
3-3-⑯	(間接)排水基準違反件数
3-3-⑰	(間接)環境基準を超えるダイオキシン類を含む底質に関する対策着手率・完了率
3-3-⑱	(参考)常時監視における要監視項目測定地点数
3-3-⑲	(参考)公共用水域水質等常時監視における測定地点数
3-3-⑳	(参考)瀬戸内海における埋立免許面積
3-3-㉑	(参考)地下水質常時監視における測定井戸数
3-3-㉒	(参考)全国水生生物調査参加者数
3-4-①	農用地土壤汚染対策地域の指定解除率
3-4-②	土壤汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率
3-4-③	ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定解除率
3-4-④	(参考)農用地土壤汚染対策地域の指定面積(累計)
3-4-⑤	(参考)農用地土壤汚染対策地域の指定解除面積(累計)

	3-4-⑥	(参考)農用地土壤汚染対策地域数(年度末)
	3-4-⑦	(参考)農用地土壤汚染対策地域全解除数(累計)
	3-4-⑧	(参考)土壤汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(累計)
	3-4-⑨	(参考)汚染の除去により指定区域が解除された数
	3-4-⑩	(参考)ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定面積
	3-4-⑪	(参考)ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定解除面積
	3-4-⑫	(参考)ダイオキシン類土壤汚染対策地域数(年度末)
	3-4-⑬	(参考)ダイオキシン類土壤汚染対策地域解除数(累計)
	3-5-①	ダイオキシン類排出総量削減率(H15 年比)
	3-5-②	ダイオキシン類に係る環境基準達成率
	3-5-③	新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数
指標の解説	3-1-①	ア～オ:全国の一般環境大気測定局において、環境基本法第 16 条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 カ～ケ:環境基本法第 16 条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 コ～タ:環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値(指針値)を達成している割合
	3-1-②	:全国の自動車排出ガス測定局において、環境基本法第 16 条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合
	3-1-③	:自動車NOx・PM 法の対策地域に設置された自動車排出ガス測定局において、環境基本法第 16 条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合
	3-1-④	:低公害車アクションプランに基づく、低公害車の普及台数
	3-1-⑤	:燃料電池自動車の普及台数
	3-1-⑥	:一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局の数
	3-1-⑦	:自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局の数
	3-2-①	:騒音に係る環境基準の達成状況。騒音規制法施行状況調査結果から抜粋
	3-2-②	:騒音に係る環境基準達成の住宅等戸数及びその割合(環境基準達成住宅等戸数／全住宅等戸数)
	3-2-③	:地方自治体が測定した測定地点における、航空機騒音に係る環境基準を達成している測定地点の割合
	3-2-④	:地方自治体が測定した測定地点における、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を達成している測定地点の割合
	3-2-⑤	:全国での騒音苦情件数。騒音規制法施行状況調査結果から抜粋
	3-2-⑥	:全国での振動苦情件数。振動規制法施行状況調査結果から抜粋
	3-2-⑦	:全国での悪臭苦情件数。悪臭防止法施行状況調査結果から抜粋
	3-2-⑧	:毎年度の東京管区気象台の観測結果を引用
	3-2-⑨	:全国星空継続観察の参加者数。全国星空継続観察実施業務報告書から抜粋
指標の解説	3-3-①	:毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、そのうち健康項目における水質測定地点数に対する基準達成地点数の割合
	3-3-②	:毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、そのうち生活環境項目における水質測定水域数に対する基準達成水域数の割合
	3-3-③	:各湖沼水質保全計画の最終年度における各指定湖沼の水質目標値
	3-3-④～⑩	:毎年度、地方公共団体等が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、これにより測定された、各海域毎の COD、全窒素・全燐の水質測定水域数に対する基準達成水域数の割合を指標としている。
	3-3-⑪	:各海域に関係する各地域において発生している COD、窒素、りんの負荷量
	3-3-⑫	:養殖漁業へ被害を与えるとともに、底質へ有機物を供給し溶存酸素量低下の要因となる赤潮の海域ごとの発生件数
	3-3-⑬	:毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき地下水の水質常時監視を実施しており、そのうち、概況調査における測定井戸本数に対する環境基準達成井戸本数の割合
	3-3-⑭	:地盤沈下の監視の結果、年間 2cm 以上の地盤沈下のあった面積(km ²)
	3-3-⑮	:全国の地方公共団体が把握している湧水の数
	3-3-⑯	:水質汚濁防止法における排水基準に対し違反のあった件数(法第 12 条の 1、法第 14 条の 2 第 3

	<p>項、法第 18 条)</p> <p>3-3-⑯: 対策のための調査、検討等に着手している都道府県などの割合／対策が完了した割合</p> <p>3-3-⑰: 毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する要監視項目における測定地点数</p> <p>3-3-⑱: 每年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する公共用水域水質等常時監視における測定地点数(検体数)</p> <p>3-3-⑲: 瀬戸内海において公有水面埋立法による免許および承認がなされた埋立面積</p> <p>3-3-⑳: 毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する地下水質常時監視における調査種別毎の測定井戸数</p> <p>3-3-㉑: 全国水生生物調査は、川の中にどのような生きものが生息しているかを調べることによって、その地点の水質の程度を知ることができる調査である。本調査は、分かりやすく、誰でも簡単に参加できるという利点があり、調査参加者の水環境への関心を高める良い機会となる。このため、地方公共団体の協力を得て広く一般の方の参加を呼びかけ、全国で調査を実施しているもの。</p> <p>3-4-①: 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第3条により指定された農用地土壤汚染対策地域の指定解除率(⑤/④)</p> <p>3-4-②: 土壤汚染対策法第 5 条に基づき指定された区域(指定区域)のうち、土地の現況や利用方法等からみて、人の健康被害を防止するために新たに汚染の除去等の措置を講ずることが必要であることが判明したものについて、必要な措置が実施され、又は具体的な措置の検討が行われている区域の割合。</p> <p>3-4-③: ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条に基づき指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(⑬/⑫)</p> <p>3-4-④: 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に基づき農用地土壤汚染対策地域に指定された地域の累積面積</p> <p>3-4-⑤: 対策事業が完了し対策地域の指定が解除された累積面積</p> <p>3-4-⑥: 当該年度末に農用地土壤汚染対策地域に指定されている地域数 (一部が指定解除された地域を含む)</p> <p>3-4-⑦: 農用地土壤汚染対策地域の指定が全解除された地域数の累計</p> <p>3-4-⑧: 土壤汚染対策法に基づき指定区域として指定された数(年度別)</p> <p>3-4-⑨: 土壤の特定有害物質に係る汚染の除去等の措置のうち、掘削除去又は原位置浄化による土壤汚染の除去が行われ、指定基準に適合する状態となったことから、区域の指定が解除された区域数の累計</p> <p>3-4-⑩: ダイオキシン類対策特別措置法に基づきダイオキシン類土壤汚染対策地域に指定された地域の累積面積</p> <p>3-4-⑪: ダイオキシン類土壤汚染対策地域で対策が完了した面積の累計</p> <p>3-4-⑫: ダイオキシン類土壤汚染対策地域に指定された地域数の累計</p> <p>3-4-⑬: ダイオキシン類土壤汚染対策地域で対策が完了した地域数の累計</p> <p>3-5-①: ダイオキシン類の排出総量/平成 15 年のダイオキシン類の排出総量(H15 年までは H9 年比)</p> <p>3-5-②: 環境基準を達成した測定地点数/測定地点数</p> <p>3-5-③: 水産動植物への被害防止の観点から農薬の登録を認めるかどうかの基準であり、平成 17 年 4 月の改正基準の施行により、個別農薬ごとの基準値を設定することとされた。</p>
評価に用いた資料等	<p>3-1-①～③: 大気汚染状況報告(公開)</p> <p>3-1-①: 地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果(公開)</p> <p>3-5-①: ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)</p> <p>3-5-②: ダイオキシン類に係る環境調査結果</p>



指標に影響を及ぼす外部要因	3-5-③農薬の登録は申請主義であるため、申請数及び基準設定に係る資料の申請者(農薬製造メーカー)の準備状況により、設定数は影響を受ける。
---------------	---

平成 21 年度事後評価シート（平成 20 年度に実施した施策）

施策名	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進	評価年月日	平成21年4月1日
総括部局及び総括課長名	自然環境局 総務課長 奥主喜美		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 20 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (※359 ページ以降)		
政策(章)	2章	環境保全施策の体系	政策(章)	6章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進			
その他関連する個別計画	第三次生物多様性国家戦略				

※環境・循環型社会白書 「平成 20 年度環境の保全に関する施策・平成 20 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

② 施策について

施策の方針	生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。									
	予算動向	H18 年度当初	H19 年度当初	H20 年度当初	<備考>					
	金額(単位: 千円)	16,499,350	16,042,056	16,483,890						
	一般会計	16,499,350	16,042,056	16,153,890						
	特別会計			330,000						
施策を構成する具体的手段	【基礎的施策の実施及び国際的取組】									
	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次生物多様性国家戦略に基づく施策の実施。 ・自然環境保全のための政策の策定に必要な情報の収集、整備及び提供。 ・生物多様性保全に関する国民への普及啓発、多様な主体の参画促進。 ・国際的枠組への参加等を通じた地球規模の生物多様性の保全。 									
	【自然環境の保全・再生】									
	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山などの二次的な自然環境や藻場・干潟等の特性に応じた適正な保全。 ・国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園等の原生的な自然及び優れた自然の適正な保全管理。 ・多様な主体の参加と連携により、失われた自然を積極的に再生する事業の実施。 									
	【野生生物の保護管理】									
<ul style="list-style-type: none"> ・生息環境等の調査による現状把握、及び「絶滅のおそれのある野生生物種のリスト(レッドリスト)」の作成。 ・「種の保存法」に基づく、希少野生動植物種個体の取扱規制、対象種ごとの保護増殖事業計画の策定。生息状況等の調査による現状把握。 ・「鳥獣保護法」に基づく野生鳥獣の適正な保護管理と狩猟の適正化。 ・「カルタヘナ法」に基づく遺伝子組換え生物の国内使用規制の実施。 ・「外来生物法」に基づく、外来生物の輸入規制、国内における飼養等規制の実施。 										
【動物の愛護及び管理】										
<ul style="list-style-type: none"> ・「動物愛護管理法」に基づき平成18年10月に策定された、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下、動物愛護管理基本指針)に基づく施策(基本指針検討・推進事業)の推進。 ・動物の虐待防止や適正飼養などの動物愛護及び動物の適正な管理を徹底していくための施策(動物の適正飼養推進事業、個体識別措置推進事業等)の推進。 ・ペットフードの安全性の確保のための法的規制の整備。 										

【自然とのふれあいの推進】

- ・優れた自然環境を有する自然公園から、都市の身近な自然環境である国民公園まで、幅広いフィールドにおける施設整備。
- ・自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保、自然とのふれあい行事や自然体験プログラムの提供、自然とのふれあいに関する情報の提供。
- ・「エコツーリズム推進法」及び「エコツーリズム推進基本方針」(平成 20 年 6 月閣議決定)を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取り組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施。
- ・「温泉法」に基づく、温泉資源の保護対策、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正利用に係る検討・調査等の実施。



③ 施策の方針に対する総合的な評価

【基礎的施策の実施及び国際的取組】

- 第三次生物多様性国家戦略に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。
- 生物多様性条約第 10 回締約国会議の招致・開催に向けた情報収集や他国への働きかけ等の取組を推進した。

【自然環境の保全・再生】

- 原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあり、目標達成に向けた着実な進展があった。なお、自然再生推進法については、法施行後 5 年経過を受けた自然再生事業の進捗状況についての検証結果を踏まえ、平成 20 年 10 月に自然再生基本方針の一部変更が閣議決定された。
- 国立公園等について、我が国の生物多様性保全の屋台骨として、また、国民の自然とのふれあいの場として、適切に保護管理が進められた。また、生物多様性基本法の制定(平成 20 年 6 月)及び改正自然公園法施行後 5 年経過した際の見直し規定を踏まえ、中央環境審議会において自然公園法等の見直しを進めていたところ、平成 21 年 2 月に同審議会から「自然公園法の施行状況等を踏まえた必要な措置について」答申を受け、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案を平成 21 年 3 月に閣議決定して、第 171 回国会に提出した。

【野生生物の保護管理】

- レッドリストの第3次見直し作業に着手した。種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に 9 種を追加指定するとともに、生息状況が改善した 1 種を削除した。さらに、9 種について、新たに保護増殖事業計画を策定し、保護増殖事業を推進した。国指定鳥獣保護区の指定やラムサール条約湿地の新規登録(4箇所)などの各種施策を推進するとともに、カルタヘナ法施行後 5 年が経過したことから、法律の施行状況の検討を行ったほか、外来生物法に基づき特定外来生物の国内での定着防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を果たした。また、鳥獣保護法に基づく希少鳥獣の見直しや、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査の拡大・強化を行うなど、人と鳥獣の関係の再構築に向けた取組に進展があった。

【動物の愛護及び管理】

- 動物愛護管理に対する普及啓発の推進、自治体に対する技術的助言、さらに、動物の遺棄・虐待防止や所有者明示の推進を目的としたポスター等の作成・配布及び動物愛護センター等に収容された犬ねこの殺処分数を減少させていくための再飼養支援データベース・ネットワークシステムの整備等の取組により、都道府県等による犬ねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。
- 平成 20 年 6 月、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が成立し、基準規格の検討等、平成 21 年 6 月の施行に向けて必要な業務を行い、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。

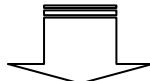
【自然とのふれあいの推進】

- 自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、人材育成、自然とのふれあいの場の整備

の推進により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にする気持ちの育成が図られた。

○「エコツーリズム推進法」が平成20年4月に施行され、また、法に基づく「エコツーリズム推進基本方針」が同年6月に閣議決定されたことによりエコツーリズムに関する一定のルールの確立がみられたことと、エコツーリズムの取組に対する情報の提供や人材育成、セミナー等の開催によるエコツーリズムの普及啓発に努めたことが相まって、エコツーリズムに関する取組の拡大、浸透が図られた。

○温泉法施行規則の一部改正や温泉資源の保護に関するガイドラインの策定等により、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止対策、温泉資源保護対策など、温泉行政に関する制度の見直し等について大きな進捗が見られた。



④ 今後の主な課題

【基礎的施策の実施及び国際的取組】

○依然として多くの動植物が絶滅の危機に瀕していること、沿岸部の埋立てや農地・林地の耕作等放棄が依然進行していることなどから、第三次生物多様性国家戦略に示された4つの基本戦略（①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する）に基づき、社会情勢の変化等を踏まえた生物多様性の状況把握と保全のための対応、国民への普及広報及び多様な主体の参画促進が必要。

○生物多様性条約第10回締約国会議の開催とその成功に向け、国際的取組を一層充実させすることが必要。

○生物多様性国家戦略の法定化、生物多様性白書の国会提出など平成20年6月に施行された生物多様性基本法に基づいた施策を実施することが必要。

【自然環境の保全・再生】

○国立公園や世界自然遺産地域などの原生的な自然環境、優れた自然及び里地里山などの二次的な自然環境、沿岸海域などの効果的な保全・管理について、目標達成のためのより効果的な手法の検討が必要。

○地域の多様な主体の参画による自然再生事業の着実な実施が必要。

【野生生物の保護管理】

○レッドリストの定期的な見直しと、そのための継続的な情報の収集。

○種の保存法に基づく捕獲等の規制や希少種の流通の適正化や、トキの野生復帰事業を始めとした保護増殖事業等のさらなる推進。

○鳥獣保護法に基づく具体的施策や野生鳥獣の感染症等のモニタリングの実施

○渡り鳥等の保護に係る二国間条約・協定や多国間パートナーシップ等の国際的な枠組みによる、生態系ネットワークの形成、ラムサール条約湿地の登録や保全等の推進。

○新たな形質の遺伝子組換え生物による生物多様性への影響評価の適切な実施の推進。

○特定外来生物の国内での定着防止や定着したもののが防除のさらなる推進。

【動物の愛護及び管理】

○ますます多様化している国民の動物の愛護及び管理に関する要望等へのきめ細かい対応と対策。

○動物愛護センター等に収容された動物の殺処分数を減少させていくための、再飼養支援データベース・ネットワークシステムへの参加自治体数の増加、都道府県等による動物の適正譲渡の推進とそのための施設整備に関する支援。

○動物の所有者明示を推進するための、マイクロチップによる個体識別措置の普及・推進。

○動物愛護管理について、更なる法律等の周知及び国民への普及啓発の強化。

○ペットフードの安全性の確保のために必要な更なる基準・規格及び体制の整備。

【自然とのふれあいの推進】

○国立公園における自然体験活動の充実及び解説に携わる人材の育成・確保。

○地域資源の持続的な保全・活用(エコツーリズムの推進)及び情報提供の質及び利便性の向上。

○環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生及びユニバーサルデザインの視点を踏まえた施設整備の重点的・計画的

推進。

○温泉法の改正内容等の適正な運用の推進。

○温泉の持続的かつ適正な利用を図り、また魅力ある温泉地づくりを支援するための取組の推進。



⑤ 今後の主な取り組み

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

○第三次生物多様性国家戦略に示された各種施策を推進する。

平成 20 年度からの継続的な取組として、生態系総合監視システムの構築、海洋生物多様性情報の収集整備、我が国の生物多様性の総合評価、国民への普及啓発、多様な主体の参画促進、アジア太平洋地域における生物多様性情報の整備・共有に係る事業を推進する。あわせて、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を一層推進させるため、必要な定員を要求する。

○引き続き生物多様性条約第 10 回締約国会議の開催とその成功に向か、国際的なリーダーシップを發揮しつつ積極的な貢献を行うべく、アジア各国をはじめ各締約国、関係省庁や地元(愛知県、名古屋市)との連携の強化や、多様な主体に対する参画の呼びかけ等の取組を進める。

○生物多様性国家戦略の法定化、生物多様性白書の国会提出など平成 20 年 6 月に施行された生物多様性基本法に基づいた施策を進める。

【自然環境の保全・再生】

○自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。また、国立・国定公園等の指定地域を総点検し、全国的な指定の見直し・再配置を進める。あわせて、国立・国定公園の選定基準、調査指針等の見直しを行う。

○世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産への推薦及び登録を目指した取組を進めることとし、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。

○自然再生に関する国民への普及啓発活動を推進するとともに、地域住民や NPO 等に対する支援の充実を検討する。

○多様な主体による里地里山の持続的な利用・管理に必要な方策を検討する。また、世界での自然共生社会の実現のため、生物多様性の保全と持続的な利活用モデルとして「SATOYAMA イニシアティブ」を世界に提案する。

○地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。

○国立公園等の生物多様性保全や海域における風景等の保護と利用を適正に進めるほか、生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進める。

【野生生物の保護管理】

○レッドリストの見直し結果を踏まえ、特に保護の優先度が高い種について詳細な調査を行った上で、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を含む適切な対応を行う。

○トキの野生復帰に向けた放鳥の継続、ヤンバルクイナの生息域外保全の開始など、保護増殖事業の着実な推進を図る。

○鳥獣保護法等に基づく具体的な施策を展開するとともに、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を拡大・強化して実施し、野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。

○ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。

○遺伝子組換え生物に関する最新の知見を収集するとともに、これら知見を反映した遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価を推進する。

○特定外来生物の国内での定着防止の実施に必要な輸入・飼養等の規制及び防除事業の実施を進める。

【動物の愛護及び管理】

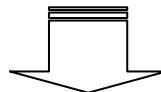
○動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識、技能の向

上を図るため講習会を実施する。

- 再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加(前年度比10增加の70自治体)、システムのより一層の充実(相互リンクの充実等)を図るとともに動物適正譲渡講習会を開催する。
- 都道府県等における動物の収容・譲渡対策施設の整備に関する補助を行う。
- マイクロチップを始めとする個体識別措置の一層の推進を図る。
- ホームページや各種パンフレット等の活用により、動物愛護管理法等について国民への一層の周知、普及啓発を図る。
- ペットフードの安全性に関する知見の収集及び更なる基準・規格の検討を行う。
- ペットフード安全法施行のための体制整備を行う。

【自然とのふれあいの推進】

- パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、子ども達が感じる原体験を始め自然体験の機会や情報を積極的に提供する。
- エコツーリズム推進法及びエコツーリズム推進基本方針を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、セミナー等による普及啓発、ノウハウ確立、人材育成、全体構想の認定地域に対する重点的広報等を総合的に実施する。
- 環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、省エネルギー設備の導入、木材等の自然素材の活用等にも配慮しつつ、施設整備の重点的・計画的な推進を図る。
- 温泉法の改正内容等の適正な運用を図るための各種施策を推進する。
- 温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、禁忌症及び適応症に関する検討調査のや大深度掘削泉からの揚湯による温泉資源や周辺地盤等への影響調査など中央環境審議会答申において指摘された検討調査を継続実施する。



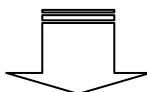
施 策 の 方 向 性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
	⑤	定員要求を図る

今後の 施策の 方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	④、⑤

⑥ 当該施策を構成する目標・指標及び評価

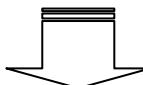
目標 5-1	基盤的施策の実施及び国際的取組
	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。
環境・循環型社会白書における位置づけ	6章1節 生物多様性国家戦略及び生物多様性条約 COP10 6章5節 地球規模の視点を持って行動する取組
関係課・室	自然環境計画課、野生生物課
指標の名称及び単位	①(間接)モニタリングサイト設置数[箇所]

指標年度等		H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値			
指標	①	406	618	800	1,016	1,023	H19 年	1,000			
目標を設定した根拠等	基準年	H14 年度		基準年の値	0						
	根拠等	第二次生物多様性国家戦略及び第三次生物多様性国家戦略									
評価・分析	<p>達成の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第三次生物多様性国家戦略に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向か一定の進展があった。 ○生物多様性条約第 10 回締約国会議の招致・開催に向けた情報収集や他国への働きかけ等の取組を推進した。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存が確保された「自然と共生する社会」を構築するために、第三次生物多様性国家戦略(平成 19 年 11 月)に基づき、着実な成果をあげていくことが必要である。 ○生物多様性の保全は人類共通の課題であり、世界的に生物多様性の喪失が進行していることから、国際的枠組み等を活用しつつ、国際的連携の強化を図るとともに、生物多様性分野における国際的なリーダーシップを發揮していく必要がある。 <p>【有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性施策の基礎となる自然環境の基盤情報として、植生、動植物分布、浅海域データ等が着実に蓄積され、生態系のきめ細かな管理を進める上で効果的な事業の実施に寄与できた。 ○モニタリングサイトの設定について、平成 19 年度に目標値を達成した後も、適切な配置に留意し、さらにサイト配置を行い、計 1,023 サイトを設置するなど、進展があった。 ○サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO 等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。平成 21 年 1 月 30 日・31 日には、東アジア及びオーストラリア各国の渡り鳥の有識者による専門家会合及び国際シンポジウムを福岡県において開催した。本会合及びシンポジウムではガンカモ類及びシギ・チドリ類の現在の生息状況を共有し、より精度の高いデータ収集と情報共有化に向けた課題を抽出して、その解決に向けたアジア地域における国際連携のあり方を探ることができた。 ○「国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議」を開催(平成 20 年 11 月:東京)するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを發揮した。 ○SATOYAMA イニシアティブ国際ワークショップを開催(平成 21 年 3 月:東京)するなど、生物多様性条約第 10 回締約国会議に向け、アジアを中心農村社会における二次的な自然資源の持続可能な管理・利用の方法について、情報交換と議論を行った。 ○平成 20 年 10 月-11 月に開催されたラムサール条約第 10 回締約国会議において決議案「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」を韓国政府と共同で提出し、その採択を実現させ、稻作文化を有する地域に対して生物多様性の保全をアピールした。 <p>【効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第三次生物多様性国家戦略では、様々な要素を勘案した上で目標達成のための道筋及び様々な主体の連携が整理されており、今後の施策を円滑かつ効率的に進めることが可能となっている。 										



<今後の展開>	
○第三次生物多様性国家戦略に示された各種施策を展開する。特に、我が国の生物多様性の総合評価の実施や、国民への普及広報・多様な主体の参画促進の強化、生物多様性に関する技術開発の推進等を行う。	
○第三次生物多様性国家戦略を踏まえつつ、我が国の自然環境の状況について、より一層充実した情報の整備を図るための取組を推進する。	

- 引き続き生物多様性条約第10回締約国会議の開催に向けた取組を行う。また、生物多様性条約第10回締約国会議で議論される次期世界目標の設定等主要な議題についての議論をリードするため、情報の収集、整備、発信等を行う。
 - 平成20年11月の「国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議」等において合意した、東アジアを中心としたサンゴ礁保護区ネットワーク戦略の策定に向けた取組を行うなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを發揮する。
 - 世界各地での自然共生社会の実現のため、アジア各国等と協調し、人と自然の共生、そして生物多様性保全とその持続的な利活用のモデルとして「SATOYAMAイニシアティブ」を世界に提案・発信し、広く普及を図っていく。
 - 生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略を閣議決定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進する。生物多様性白書を国会に提出するとともに、国民に生物多様性に関する施策を広く公表する。



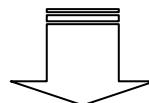
評価・分析

- 度であり、国が適正な保全管理を行っていくことが必要である。
- 特に国立公園は、環境基本計画及び第三次生物多様性国家戦略において記述されているとおり、自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進の観点から、保全管理の責任を有する国(環境省)が、国民共通の財産として、保全管理の充実を図る必要がある。さらに三位一体の改革においても、国立公園の主要な公園事業は国が実施することと整理された。
- 生物多様性保全のためには、全国的見地や国際的見地からも、里地里山の保全と持続的な利用の推進、湿地・干潟・藻場・サンゴ礁等の重要地域の保全の強化及びそれらを核とした生態系ネットワークを形成していくことが必要である。
- かつて身近な生物であったメダカが絶滅危惧種となるなど、我が国の生態系は衰弱しつつある。このため、地域住民、専門家、NPO 等多様な主体の参画によって、残された生態系の保全、過去に失われた自然の再生・修復を行っていくことが必要である。

【有効性】

- 国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画を点検・変更した。国立公園のうち、過去5年間に公園計画の点検が終了した地域は、29地域であり、全地域(57地域)で点検を実施するという目標に対して51%の達成率となっている。達成率が51%にとどまっている原因是、国立公園は土地所有に関係なく指定し、法に基づく各種行為規制を課すことにより、当該地の風致景観を保護する制度であるため、公園計画の点検作業に当たっては、他の公益との調整に多大な時間を要する場合が多く、当初の目標年度までに点検作業を終えることができない場合があるからと考えられる。
- 全国で初めてとなる利用調整地区の運用を開始した吉野熊野国立公園の西大台地区において、一定のルールのもとで優れた自然環境の持続的な利用を図る取組を推進した。
- グリーンワーカー事業による海岸漂着ゴミ等の清掃、外来生物の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修、サンゴ礁保護のためのオニヒトデ等の駆除、山小屋のし尿処理施設整備に係る補助制度の活用等により、国立公園等の保全管理の充実を着実に推進した。
- 広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくりを進めるため、国、地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGO などの公園の管理運営を担う関係者が円滑に協働できる体制・手法について検討し、尾瀬、白山等6つの国立公園で管理運営体制の再構築に向けたモデル的取組を実施した。
- 地域と共に存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信するため、外国語版のパンフレットやDVDを作成した。
- 海域については、「国立・国定公園海域保全方策検討調査業務」を実施し、自然公園法改正に向けた海域の国立・国定公園の保全及び利用上の課題等を整理し、国立公園として保全すべき海域について検討した。
- 世界自然遺産登録の際に受けた勧告に着実に対応した「知床」については、平成20年7月の第32回世界遺産委員会で高い評価を受けた。また、保全管理の拠点施設として知床世界遺産センターを整備し、管理充実を図った。
- 里地里山等については、これまで実施してきた里地里山保全・再生モデル事業の成果により、地域特性に応じた、保全再生のための実践とそのノウハウの蓄積に加え、専門家、団体等のネットワークの形成が図られた。
- 干潟・藻場等の湿地については、干潟の底生生物や藻場の海草の生育状況等の基礎的情報の整備により、干潟、藻場、マングローブ等のタイプごとの保全策の立案に有効な基盤の整備が進められた。
- 自然再生事業は、計画段階から専門家、地域住民等の参画を得て実施しており、地域の自然特性に応じた細やかな取組を関係者の合意を得つつ推進することが可能となっており、自然再生事業実施区域は、自然環境学習の場として、将来にわたって市民等に活用されることが期待される。
- 自然再生推進法の運用を推進することにより、平成20年度未現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計20箇所(20年度単年度に1箇所)設立されている。また、同法に基づく自然再生全体構想が19箇所で策定され、自然再生事業実施計画が17件(20年度単年度に3件)主務大臣に送付されている。

評価・分析	【効率性】
	<p>○我が国の自然公園制度は、アメリカの国立公園などとは異なり、環境省又は都道府県が公園専用地として土地の所有権や管理権を有せず、一定の行為制限の下で自然を保護するとともに、公園サービスを地方自治体との役割分担や民間活力の活用により提供する仕組みとなっている。このため、自然公園については、地方自治体や地域社会の理解と協力を得ながら、保護と利用の両方をバランス良く推進していくことにより、効率的に自然環境の保全を図っている。</p> <p>○湿原、干潟、藻場等の各生態系タイプの最も望ましい保全策を明らかにしていくに当たり、浅海域調査等の科学的な調査結果を活用して、沿岸域などの保全地域以外の湿地等も含めて湿地保全等に係る検討を進めることは効率的かつ効果的である。</p> <p>○自然再生事業については、基礎調査や計画段階から、様々な主体の参画を得て地元との合意形成を図っており、効率的に事業を推進している。</p> <p>○自然再生推進法の運用により、地域住民、NPO 等が主体となった自然再生を効率的に推進している</p>



<今後の展開>	
	<p>○自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。</p> <p>○公園計画の見直しを円滑に進めるために、各地方環境事務所国立公園・保全整備課長及び同国立公園企画官会議等において、計画的な作業の実施及び早期の関係機関等との調整を指示・徹底することとする。また、都道府県自然公園行政担当者会議等において、都道府県に対し、必要な情報提供や調整への協力を求めることする。</p> <p>○自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準、調査指針等の見直しを行う。国立・国定公園の指定状況についても、重点地域を定め、計画的に全国的な見直しを行う。</p> <p>○生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進める。</p> <p>○広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくりを進めるため、国、地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGO などの公園の管理運営を担う関係者が円滑に協働できる体制・手法について検討し、各国立公園で管理運営体制の再構築に向けた取組を実施する。そのため、平成 20 年度に実施した尾瀬や白山等のモデル的取組を継続するとともに、新たに日光等 2 つの地域においてもモデル的取組を開始する。</p> <p>○地域と共に存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。</p> <p>○平成 19 年 4 月に制定された海洋基本法及び同法に基づき平成 20 年 3 月に策定された海洋基本計画を受け、我が国の海洋生物多様性の情報の収集・整備及び保全戦略の策定、並びに関係府省と連携し、海洋保護区のあり方について検討を行う。</p> <p>○世界自然遺産地域（知床、白神山地、屋久島）に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、世界自然遺産の推薦候補地として選定された 2 地域（小笠原諸島、琉球諸島）の推薦・登録を目指し、保護地域の拡大や外来生物対策の推進など条件の整備を進める。</p> <p>○多様な主体が里地里山地域を管理し、持続的に利用する優良事例を収集・整理・分析・発信するとともに、他の地域にも適用可能な枠組みの構築に必要な検討を行う。</p> <p>○多様な主体による自然再生事業を着実に推進し、活動団体への技術的な支援や、活動の立ち上げ、情報交換等への支援を行うとともに、国民への普及啓発を図る。</p> <p>○自然再生推進法の施行後 5 年経過を受けた法施行状況及び必要な措置の検討結果を踏まえ、平成 20 年 10 月に自然再生基本方針の変更の閣議決定を実施した。今後これらを踏まえ、現在実施中の自然再生事業や地域の自然再生活動への支援等を着実に推進する。</p>

評価・分析

○高病原性鳥インフルエンザについては、家禽や人への感染が懸念され国民生活や産業経済への影響が甚大であることから、国による野生鳥獣の感染症対策実施の必要性は高い。

【有効性】

○継続的な調査研究の実施等により、希少野生動植物の保護対策を進めるための科学的な基盤の整備に進歩が見られた。

○国内希少野生動植物種の指定及び削除、保護増殖事業計画の策定、生息域外保全等の保護増殖事業の推進などにより、希少野生動植物の保護施策に進展が見られた。

○鳥獣保護法に基づく希少鳥獣の指定や指定解除等を行うとともに、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」を取りまとめ、全国規模での野鳥のモニタリングを実施するなど野生鳥獣の保護管理上進歩が見られた。

○新たに3箇所の国指定鳥獣保護区を指定するとともに、1箇所の拡大、5箇所の更新を行い、国指定鳥獣保護区箇所数は69となった。目標値に対する達成率は78%となり前年度より向上したものの、目標の達成には到っていない。その原因是、鳥獣保護区は、法に基づく各種行為規制を課すことにより当該地の鳥獣を保護する制度であるため、指定にあたっては、他の公益との調整に多大な時間を要することが多いためと考えられる。

○新たに4箇所のラムサール条約湿地を登録するとともに、1箇所の拡大を行い、渡り鳥の飛来地等の保全に進歩が見られた。

○カルタヘナ法に基づいて遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち競合性、有害物質の產生性、交雑性等の観点から総合的に生物多様性影響評価を行うことにより、遺伝子組換え生物等が生態系を攪乱する等の生物多様性への影響の防止が図られた。

○外来生物法に基づいて、特定外来生物の輸入の制限、早期発見・早期対応、防除(影響緩和)等の対策が進歩し、外来生物による生態系等への被害の防止が図られた。

【効率性】

○野生生物の保護管理に関する各種施策については、科学的データの収集等により、施策の対象とする種、地域についての優先順位を見極めつつ、これに従って進めることにより施策の効率性を高めている。

○特に外来生物等による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物等が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性があることから、予防的観点に立った施策の推進により外来生物等の対策の効率性が高まる。



<今後の展開>

○特に保護の必要性の高い種については、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への推進を含めた対応を進める。

○トキの野生復帰に向けた取組を推進させるなど、希少野生動植物種の保護増殖事業の着実な推進を図る。

○鳥獣保護法等に基づき野生鳥獣の保護管理を強化する一方、人と野生鳥獣の関係の再構築に向け、より科学的・計画的な保護管理を推進する。

○鳥獣保護区指定計画に記載した箇所の指定を着実かつ円滑に進めるため、各地方環境事務所野生生物課長会議等において、情報の共有、計画的な作業の実施及び早期の関係機関等との調整を指示・徹底する。また、都道府県野生生物行政担当者会議等において、都道府県に対し、指定等に際して必要な情報提供や調整への協力を求める。

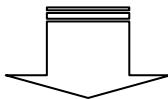
○野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査等を引き続き実施する。

○ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用に係る普及啓発を推進するとともに、国際的な枠組みを活用して渡り鳥等の保護を進める。

○カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の審査を適切に実施する。

○特定外来生物等の輸入・飼養等の制限、防除事業の実施等を進める。

	<ul style="list-style-type: none"> ○「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が成立し、基準規格の設定等ペットフードの安全確保の体制整備を行った。本法案が施行されれば、ペットフードの製造業者、輸入業者及び販売業者に対し必要な規制をかけ、ペット(犬及びねこ)の健康を保護することが可能となる。 <p>【効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○動物の愛護と適正な管理について、動物愛護週間中央行事の開催やパンフレットの配布等を環境省(地方環境事務所を含む)、地方公共団体だけでなく、民間団体と連携して行い、また、政府広報やテレビ等の多種の媒体を積極的に活用することで、より多くの国民に向け、効率的に普及啓発を行うよう努めた。 ○再飼養支援データベース・ネットワークシステムについては、インターネットを活用し、地方公共団体や民間団体との役割分担のもと、システムへの参加自治体数の増加を図る等して効率性の向上に努めた。 ○「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」は、全国に広く流通するペットフードの安全性を効率的に確保するため、農林水産省と共管とし、両省の地方支分局を活用し運用することとしている。
--	--



<今後の展開>	
	○動物の愛護及び適正飼養の一層の普及啓発を図るとともに、官民の連携強化等の取組に対する支援等を幅広く推進する。
	○動物愛護管理基本指針に基づく施策の進捗状況の点検等を実施する。
	○引き続きマイクロチップを始めとする個体識別措置の普及啓発等を実施するとともに、全国数カ所でマイクロチップの普及推進を目的としたモデル事業を行う。
	○再飼養支援データベース・ネットワークシステムへの参加自治体数の増加及びシステムの一層の充実等を図るとともに、都道府県等による動物の適正譲渡の推進を目的とした講習会を開催する。 【http://www.jawn.go.jp/】 （収容動物データ検索サイト）】
	○都道府県等における動物の収容・譲渡対策施設の整備に関する補助を行う。
	○都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識や技能の向上を目的とした講習会を開催する。
	○ペットフードの安全性に関する更なる基準・規格の策定の検討、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」の実施に必要な地方支分局での体制整備及び適正な給餌の在り方等について動物の飼養者に対する普及啓発を行う。

目標 5-5	自然とのふれあいの推進
	自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保や自然とふれあうための機会や情報の提供、温泉の適正な利用等を通じて、自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応え、自然への理解や大切にする気持ちを育成する。
環境・循環型社会白書における位置づけ	第6章第6節 自然とのふれあいの推進
関係課・室	自然ふれあい推進室、自然環境整備担当参事官室
指標の名称 及び単位	① エコツアーグループの年間アクセス件数[件] ② (参考)自然公園等利用者数[千人] ③ (参考)パークボランティア登録人数／地区数[人/地区] ④ (参考)子どもパークレンジャー参加者数[人] ⑤ (参考)インターネット自然研究所のアクセス数(1月のアクセス数)[件] ⑥ (参考)国民保養温泉地年度延宿泊利用人数[人]

環境保全はもとより、新たな観光需要を起す観光振興、雇用の確保や経済普及効果による地域振興、環境教育の場としての活用など、様々な効果に寄与している。

○自然公園の利用者数は年間延べ9億人を超えており、安全で快適な利用施設を整備する等の事業は、自然学習・体験に積極的に参加する動機付けとなることから、自然とのふれあいの推進に有効な施策である。

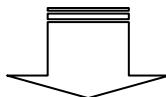
○可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準等を定めた温泉法施行規則の改正等により温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止等が図られ、また、温泉資源の保護に関するガイドラインの策定により温泉資源の保護対策の推進が期待される。現在約1,170万人の利用がある国民保養温泉地の年間延べ宿泊利用者数の維持・増加を目指し、さらに魅力ある温泉地の形成や観光の振興に寄与することは、温泉の公共的な利用上有効である。

【効率性】

○自然とふれあう機会や情報の提供、自然とのふれあい活動のサポートなどについては、Webサイトエコツアーグループのアクセス件数の順調な増加に見られるように情報の提供とサポートの効率性を高めている。

○施設整備に際して、費用便益分析等の事業評価を実施し、コスト面からも有効性の高い効果がある事業を実施するなど、事業実施に当たっての効率性の向上に努めている。

○温泉行政に関する制度の見直しやわかりやすい掲示方法・掲示内容の検討など国民の温泉に対するニーズの多様化に対応した施策を推進することにより、自然資源である「温泉」を利用した国民保養温泉地等における宿泊利用人員数を維持するとともに、温泉の資源保護、可燃性天然ガスによる災害対策や適正利用の効率性を高めている。



<今後の展開>

○自然とのふれあいを求める国民のニーズは依然として高いことから、誰もが快適に自然の魅力を享受できるよう国立公園の利用拠点である集団施設地区におけるユニバーサルデザイン化を推進する。

○エコツーリズム推進基本方針に基づき、エコツーリズム推進法の適正かつ効果的な運用を図る。

○温泉法の改正内容等の適正な運用を図るために、温泉成分分析に関する講習会を実施し、また、可燃性天然ガスによる災害防止対策の普及啓発を図る。

○温泉の資源保護及び適正な利用のため、大深度掘削泉や未利用源泉に関する調査等を含めた「温泉資源の保護対策等に関する検討調査」などを引き続き、積極的に展開する。

⑦ 予算事項(事務事業)について

当該施策に関する主な法律・税制等

5-1

○生物多様性基本法(平成20年法律第58号)

○自然環境保全法(昭和47年法律第85号)

○自然公園法(昭和32年法律第161号)

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)

○二国間渡り鳥等保護条約(日米:昭和49年条約第8号、日豪:昭和56年条約第3号、日中:昭和56年条約第6号、日露:昭和63年条約第7号)

○ワシントン条約(昭和55年条約第25号)

○ラムサール条約(昭和55年条約第28号)

○生物多様性条約(平成5年条約9号)

○生物多様性条約第10回締約国会議等に関する閣議了解(平成19年1月16日)

○第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月27日閣議決定)

5-2

○生物多様性基本法(平成20年法律第58号)

- 自然再生推進法(平成 14 年法律第 148 号)
- 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)
- 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)
- 海洋基本法(平成 19 年法律第 33 号)
- 海洋基本計画(平成 20 年3月 18 日閣議決定)

5-3

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法) (平成 4 年法律第 75 号)
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法) (平成 14 年法律第 88 号)
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法) (平成 15 年法律第 97 号)
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法) (平成 16 年法律第 78 号)
- ワシントン条約(昭和 55 年条約第 25 号)
- ラムサール条約(昭和 55 年条約第 28 号)
- 生物多様性条約カルタヘナ議定書(平成 15 年条約第 7 号)

5-4

- 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律 105 号)
- 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成 20 年法律第 83 号)

5-5

- エコツーリズム推進法(平成 19 年法律第 105 号)
- 障害者基本計画(平成 14 年 12 月 24 日 閣議決定)
- 観光立国推進基本計画(平成 19 年 6 月 29 日閣議決定)
- 温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)

目 標 番 号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H20 当初	H21 当初	H22 反映
5-1	①自然環境保全対策共通経費 (H21 名称変更の上統合: 生物多様性保全等共通経費) (H21:生物多様性保全等共通経費(統合))	182,273	173,793	→
	②自然環境保全基礎調査費	332,440	249,914	↑
	③(H21名称変更:地球規模生物多様性モニタリング推進事業費)	280,159	297,198	↑
	④生物多様性情報システム整備推進費 (H22名称変更: 地球規模生物多様性情報システム整備推進費)	57,109	55,589	↑
	⑤生物多様性センター維持運営費	76,054	75,051	↑
	⑥国土生態系ネットワーク形成推進費	29,400	—	—
	⑦アジア地域における生物多様性保全推進費	45,414	40,402	↑
	⑧アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費	20,289	15,939	↑
	⑨第 10 回生物多様性条約締約国会議開催準備経費 (H21 名称変更)	5,377	42,376	×
	⑩国際自然保護連合分担金	1,386	1,301	→
	⑪国際自然保護連合拠出金	7,113	6,610	→
	⑫アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業	59,628	52,582	→
	⑬アジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブ推進事業(H21:5-1③に統合)	9,924	—	—
	⑭生物多様性条約拠出金	19,978	28,511	↑

	⑯「いきものにぎわいプロジェクト」推進費	49,762	23,752	↑
	⑰生物多様性総合評価推進費	23,562	39,603	→
	⑱生物多様性国際イニシアティブ推進調査費	16,741	26,281	→
	⑲生物多様性保全推進支援事業	100,000	130,000	↑
	⑳海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定事業費	20,000	18,490	↑
	㉑生物多様性国際対話推進費	—	40,000	→
	㉒生物多様性基本政策推進事務費	—	9,384	↑
	㉓生物多様性関連技術開発等推進事業費	—	36,000	→
	㉔自然環境保全のための土地の確保手段に関する検討調査費	—	4,400	→
	㉕アジア保護地域パートナーシップ構築事業	—	4,629	↑
	㉖原生的な自然環境の危機対策事業	—	—	新
	㉗都市内の森林による生物多様性の確保促進に関する検討調査費	—	—	新
	㉘国際生物多様性年関連経費	—	—	新
	㉙生物多様性条約締約国会議参画推進費	—	—	新
	㉚生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議関係費	—	—	新
5-2	①自然公園等維持管理等共通経費(5-1①に統合)	87,064	—	—
	②遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 (H21名称変更)	98,887	—	—
	②-1世界自然遺産地域の順応的保全管理費(H21名称変更)	—	48,158	↑
	②-2世界自然遺産登録推進調査費(H21名称変更)	—	30,479	↑
	③山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助	150,000	120,000	→
	④国立公園管理計画等策定調査費	14,215	13,955	→
	⑤国立公園利用適正化システム策定費	23,267	23,384	→
	⑥国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費	288,000	270,000	→
	⑦やんばる地域国立公園指定推進調査費	6,345	6,384	→
	⑧地方環境事務所電子政府システム維持管理更新費	10,000	5,000	↑
	⑨国立公園内生物多様性保全対策費	44,196	54,743	↑
	⑩特定民有地買上事業費	100,644	244,259	↑
	⑪景観形成推進事業	13,318	11,679	→
	⑫広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業	31,807	25,905	×
	⑬国立・国定公園総点検事業	44,017	37,757	→
	⑭サンゴ礁保全行動計画策定事業費	19,069	16,814	→
	⑮自然再生活動推進費	39,348	34,973	↑
	⑯生物多様性センター整備費	60,000	47,901	↓
	⑰海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	10,000	6,044	↑
	⑱SATOYAMAイニシアティブ推進事業費	125,784	91,623	↓

	⑯国連大学拠出金(国際 SATOYAMA イニシアティブ構想推進事業)	-	110,000	↑
	⑰奄美地域国立公園指定推進調査費	-	24,000	→
	⑱国立公園等における協働型管理運営推進事業	-	-	新
5-3	⑲鳥獣等保護行政共通経費(5-1①に統合)	41,948	-	-
	⑳トキ生息環境保護推進協力費	23,384	23,691	→
	㉑ワシントン条約対策費	9,405	9,346	→
	㉒野生生物との共生推進費	17,706	15,005	↓
	㉓特定野生生物保護対策費	146,123	154,879	↑
	㉔希少野生動植物種保存対策費	9,590	9,576	→
	㉕カルタヘナ議定書対策事業	-	24,529	→
	㉖希少野生動植物種生息地等保護区管理費	14,979	14,201	→
	㉗鳥獣保護基盤整備費	58,655	48,629	↑
	㉘希少種保護推進費	261,614	279,318	→
	㉙野生生物保護管理施設等整備費	67,837	282,652	↑
	㉚野生生物保護センター等維持費	110,504	121,370	→
	㉛野生鳥獣情報整備事業費	60,943	52,921	→
	㉜国際湿地保全連合分担金	7,639	6,662	→
	㉝国指定鳥獣保護区対策費	15,395	22,473	→
	㉞鳥獣保護管理対策費	103,059	86,219	→
	㉟国立公園における大型獣との共生推進費 (H20 名称変更:国立公園等における大型獣との共生推進費)	43,958	51,344	↑
	㉟野生鳥獣感染症対策事業費	81,408	90,527	↑
	㉟国指定鳥獣保護区管理強化費	34,523	36,833	→
	㉟国指定鳥獣保護区管理指針検討調査事業	5,496	-	-
	㉟カルタヘナ議定書事務局拠出金	6,167	6,367	↑
	㉟遺伝子組換え生物対策事業	49,724	34,095	→
	㉟外来生物対策管理事業費	49,325	28,764	→
	㉟外来生物飼養等情報データベースシステム構築費 (H20 名称変更:外来生物飼養等情報データベースシステム運用費)	29,625	15,467	→
	㉟外来生物対策管理事業地方事務費	41,560	41,299	→
	㉟特定外来生物防除等推進事業	327,736	327,487	→
	㉟野生生物専門家活用事業費	31,475	31,031	→
	㉟外来生物戦略調査事業費	9,345	11,493	→
	㉟外種防除促進のための実務者会合費	-	-	新
5-4	㉟調査連絡事務費	6,349	8,103	→
	㉟飼養動物との共生基盤強化事業	25,946	24,935	→
	㉟基本指針検討・推進事業	13,023	13,066	↑
	㉟動物の適正飼養推進事業費	7,817	-	-

5-5	⑤飼養動物の安全・健康保持推進事業	10,000	10,000	↑
	⑥個体識別措置推進事業 (H21名称変更:マイクロチップ普及推進モデル事業)	26,993	—	—
	⑦動物愛護管理推進事業	10,255	10255	→
	⑧マイクロチップ普及推進モデル事業	—	10,000	→
	⑨動物収容・譲渡対策施策整備費補助	—	100,000	→
	⑩愛がん動物用飼料安全対策費	—	35080	→
	①自然環境学習指導者育成事業費	4,778	—	—
	②自然公園等利用ふれあい推進事業経費	4,540	3,330	→
	③自然ふれあい体験学習等推進事業費	4,608	4,608	→
	④エコツーリズム総合推進事業費	134,018	126,241	↑

⑧ 終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
5-1-⑨	新規事業項目に事業内容を継承し、発展的に終了。	5-1-⑦国際生物多様性年関連経費、⑧生物多様性条約締約国会議参画推進費、⑨生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議関係費において、継承、発展させていく。
5-2-⑫	新規事業項目に事業内容を継承し、発展的に終了。	5-3-①国立公園等における協働型管理運営推進事業において継承、発展させていく。
5-5-⑩	新規事業項目に事業内容を継承し、発展的に終了。	5-1-④地球規模生物多様性情報システム整備推進費において継承、発展させていく。

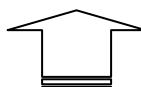
⑨ 特記事項

<政府重要政策としての該当>
<当該施策に関する府省庁>
目標5-5 総務省消防庁、厚生労働省、経済産業省原子力安全・保安院、国土交通省 (温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策関係省庁連絡会議)
<昨年度評価書からの変更点>

⑩ 各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	5-1①	(間接)モニタリングサイト設置数
	5-2①	(間接)国立公園計画の点検実施済地域数
	5-2②	(間接)自然再生推進法に基づく協議会数
	5-2③	(間接)環境省の自然再生事業実施地区数

	5-3① (参考)脊椎動物分類群における評価対象種(レッドリスト作成に係る種。以下同じ。)に対する絶滅のおそれのある種数の割合
	5-3② (参考)昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合
	5-3③ (参考)維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合
	5-3④ (参考)保護増殖事業計画数
	5-3⑤ (参考)国指定鳥獣保護区指定箇所数
	5-3⑥ (参考)特定外来生物指定種類数
	5-4① (間接)都道府県等による犬ねこの引取り数
	5-5① エコツアー総覧の年間アクセス件数
	5-5② (参考)自然公園等利用者数
	5-5③ (参考)パークボランティア登録人数／地区数
	5-5④ (参考)子どもパークレンジャー参加者数
	5-5⑤ (参考)インターネット自然研究所のアクセス数
	5-5⑥ (参考)国民保養温泉地年度延宿泊利用人数
指標の解説	<p>5-1-①:モニタリングサイトとは、全国の自然環境の変化を早期に把握することを目的として、指標種やその生息環境等の長期的モニタリングを行う定点をいい、自然環境の変化を的確に把握するため、全国に1,000箇所程度設置するものである。</p> <p>5-2-①: 29の国立公園は57の地域に分けられ、それぞれの地域毎に公園計画が作成されている。公園計画については、国立公園をとりまく自然的・社会的条件の変化に対応して、概ね5年毎に見直すこと(公園計画の点検)とされているため、過去5年間に点検を実施した地域数を指標とする。</p> <p>5-2-②:自然再生推進法第8条に基づく協議会数</p> <p>5-2-③:自然再生事業を実施している地区数(環境省直轄事業、環境省交付金事業)</p> <p>5-3-①:レッドリストの分類群のうち、脊椎動物分類群(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び汽水・淡水魚類)に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧I類及び絶滅危惧II類)に該当する種数の割合</p> <p>5-3-②:レッドリストの分類群のうち、昆虫分類群に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧I類及び絶滅危惧II類)に該当する種数の割合</p> <p>5-3-③:レッドリストの分類群のうち、維管束植物分類群に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧I類及び絶滅危惧II類)に該当する種数の割合</p> <p>5-3-④:種の保存法第45条に基づき、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長が策定した保護増殖事業計画の総数</p> <p>5-3-⑤:鳥獣保護法第28条に基づき国の指定した鳥獣保護区の面積及び箇所数</p> <p>5-3-⑥:外来生物法第2条に基づき指定された特定外来生物の種類数</p> <p>5-4-①:都道府県等において引き取った犬ねこの数</p> <p>5-5-①:エコツアー事業者、宿泊施設等の環境省が支援する情報配信ホームページの年間アクセス数</p> <p>5-5-②:国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の利用者数</p> <p>5-5-③:自然観察や利用者指導等を行うパークボランティアの一地区当たりの登録人数</p> <p>5-5-④:環境省と文部科学省が連携して実施する子どもパークレンジャー事業へ参加した小中学生の数</p> <p>5-5-⑤:インターネット自然研究所のホームページへのアクセス数(毎年度1月期)</p> <p>5-5-⑥:自然とのふれあいを求めて、休養・健康づくり等のため国民保養温泉地に宿泊利用した人員数</p>
評価に用いた資料等	5-1-①:新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果 5-5-⑥:平成19年度温泉利用状況(平成20年3月)



指標に影響を及ぼす外部要因	<p>5-2-①:国立公園は、土地所有者に關係なく指定しているため、その公園計画の見直しに当たっては、土地所有者等の關係機関や地元關係自治体との調整が必要であり、これらの關係者の意思が影響する場合がある。</p> <p>5-3-①～③:野生動植物の種を取り巻く環境の変化や、野生動植物に係る知見・情報量が影響する。</p> <p>5-3-⑤:利害關係者の理解や關係行政機関との調整の状況が影響する。</p> <p>5-5-⑥:国民の志向や経済状況、気候や自然災害の発生、又は温泉地に対する風評等により影響を受ける。</p>
---------------	---

平成 21 年度事後評価シート（平成 20 年度に実施した施策）

施 策 名	7. 環境保健対策の推進	評価年月日	平成 21 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	環境保健部 企画課長 弥元 伸也		

①施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 20 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (※372 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策			
その他関連する個別計画					

②施策について

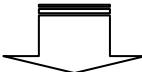
施 策 の 方 針	公害による健康被害について、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえつつ、迅速な救済・補償を図る。			
予 算 動 向	金額(単位:千円)	H18 年度当初	H19 年度当初	H20 年度当初
	一般会計	22,596,023	22,317,748	22,914,480
	特別会計	—	—	—
施 策 を 構 成 す る 具 体 的 手 段	【公害健康被害対策(補償・予防)】			
	・「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づく公害健康被害に対する補償と予防。			
	【水俣病対策】			
	・水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化及び情報発信。			
	【石綿健康被害救済対策】			
	・「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく、石綿による健康被害者及びその遺族の迅速な救済。			
	【環境保健に関する調査研究】			
	・近年様々な健康被害をもたらしている花粉症や化学物質の複合影響等の環境因子についての調査研究。			

③施策の方針に対する総合的な評価

【公害健康被害対策(補償・予防)】
○公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の救済及び健康被害の未然防止に成果があったが、引き続き目標達成に向け取り組む必要がある。
【水俣病対策】
○医療手帳及び保健手帳の交付者に対する医療費等の支給、水俣病発生地域の環境福祉対策、水俣病の経験の国内外への発信を着実に進めているものの、最高裁判決後、新たな認定申請者が急増する等の課題が生じており、解決には至っていない。
【石綿健康被害救済対策】
○石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)に基づき、平成 20 年度末までに 4,552 件(平成 19 年度末:3,351 件)が認定されており、被害者の救済は着実に進んでいる。
○「石綿の健康影響に関する検討会」の健康リスク調査結果(6 地域)を平成 20 年度初めに取りまとめ、その結果を踏まえ、今後の石綿関連施策や指定疾病の見直しのための検討材料とするため、一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査(6 地域)、救済法の被認定者に係る調査、石綿の健康被害にかかる医学的判断等に関する調査等を実施し、データや知見の集積を行った。
○平成 20 年 6 月に石綿救済法の改正法が公布、同年 12 月に施行され、未申請死亡者が救済の対象とされたほか、救済給付の支給対象期間が拡大された。

【環境保健に関する調査研究】

- 花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測を行うとともに、花粉症保健指導マニュアルの情報提供を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。
- 化学物質の複合影響について、多媒体からのはく露や変異原性に関する調査研究を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。
- 電磁界・熱中症・紫外線については環境保健に関するマニュアル等を作成し、広く一般国民への普及啓発を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。



④今後の主な課題

【公害健康被害対策(補償・予防)】

- 公健法による被認定者への補償及び公害による健康被害の未然防止。
- 幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査の一層の推進。

【水俣病対策】

- 公健法の認定申請者等の新たに救済を求める者への対応。
- 公健法の認定申請者に対する検診及び審査の実施、国家賠償請求訴訟やその他の訴訟への対応。
- 水俣病発生地域における環境福祉対策の一層の推進。
- 水俣病経験の国内外への更なる情報発信及び国際的な取組への積極的対応。

【石綿健康被害救済対策】

- 救済法の附帯決議において、政府は、健康被害の実態について十分調査・把握し制度の施行に反映させるよう努めることや、情報収集等を行い必要があれば施行後5年を待たずとも所要の見直しを行うこととされている。

【環境保健に関する調査研究】

- スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化の検討及びスギ・ヒノキ以外の花粉観測・予測体制整備の検討。
- 大気中の汚染物質等と黄砂の複合影響など、化学物質の複合影響に関する調査研究の一層の推進。
- 電磁界・熱中症・紫外線に関する更に広い普及啓発。



⑤今後の主な取組

【公害健康被害対策(補償・予防)】

- 公健法の被認定者に対する補償の確保及び療養・福祉施策の充実、並びに公害健康被害の予防を引き続き図るとともに局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)を着実に実施する。

【水俣病対策】

- 水俣病被害者救済特措法に基づき、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に向けた取組を進める。
- 公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図ることにより紛争の解決に努める。
- 水俣病発生地域の健康増進・健康不安の解消・地域社会の絆の修復の充実を図る。
- 水俣病経験の普及啓発セミナーを開催する。
- 水俣病に関する調査研究を推進する。
- 水俣病被害者救済法等に係る業務体制を強化するために定員を増強する。

【石綿健康被害救済対策】

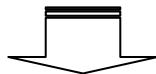
- 法施行後5年以内の見直しのため、一般環境経由による石綿ばく露健康リスク調査、被認定者に関する医学的所見等の解析調査、指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業を実施する。

【環境保健に関する調査研究】

- スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を図るとともにスギ・ヒノキ以外の花粉観測や予測に係る調査事業を進める。

○大気中の汚染物質等と黄砂の複合影響など、新たに問題となっている化学物質の複合影響に関する文献調査等を行う。

○健康影響基礎調査に関する情報収集を継続し、適宜環境保健に関するマニュアルの更新を行う。さらに、熱中症患者に関する情報収集及び解析を行い、熱中症対策の充実を図る。



施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
	⑤	定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	⑤

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 7-1	公害健康被害対策(補償・予防)
	公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視及び局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究等を行うことで、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。
環境・循環型社会白書における位置づけ	7章6節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策
関係課・室	企画課、保健業務室
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の救済及び健康被害の未然防止に成果があつたが、引き続き目標達成に向け取り組む必要がある。</p> <p>【必要性】</p> <p>○我が国の悲惨な公害経験を踏まえ、これらの公害健康被害者に対する補償を確保し、また、公害経験による教訓を活かし、健康被害の未然防止を図っていくことは環境行政の重大な責務である。</p> <p>【有効性】</p> <p>○被認定者に対する補償を適正に実施した。また、健康被害予防事業等を実施し、健康被害の未然防止を図った。</p> <p>【効率性】</p> <p>○公健法による被認定者に対する補償に係る事務及び保健福祉事業については、地方公共団体への事務費交付金、独立行政法人環境再生保全機構への補助金等により、各地域で必要とされている事項について効率的に実施した。また、健康被害予防事業等については、地域住民の健康回復に直接つながる事業に重点化を図ることにより、各地域で必要とされている事項について効率的に実施した。</p>



<今後の展開>

- 公健法による被認定者に対する補償及び公害健康被害予防事業等については、地方公共団体等への事務費交付金、補助金の適切な交付により、迅速かつ公平で効率的に実施する。
- 地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係については、引き続き、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、環境汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。
- 幹線道路沿道の局地的大気汚染と健康影響との関係については、十分な科学的知見がないことから、平成17年度から小学生を対象とした学童コホート調査を、平成18年度から幼児を対象とした症例対照調査を、平成19年度から成人を対象とした疫学調査をそれぞれ実施しており、これらの調査を着実に継続して実施するとともに、その関係の解明に努める。

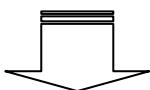
目標 7-2	水俣病対策 水俣病については、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。
	環境・循環型社会白書における位置づけ 7章6節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策
	関係課・室 特殊疾病対策室
評価・分析	【達成の状況】 ○医療手帳及び保健手帳の交付者に対する医療費等の支給、水俣病発生地域の環境福祉対策、水俣病の経験の国内外への発信を着実に進めているものの、最高裁判決後、新たな申請者が急増する等の課題が生じており、解決には至っていない。平成21年3月に、与党の議員立法による「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」が国会に提出されており、これを基に更なる取組が必要である。 【必要性】 ○水俣病に関する迅速かつ着実な補償、救済のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)及び水俣病総合対策医療事業を円滑に実施することが必要である。 ○すべての水俣病被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らせるようにするために、水俣病被害者に関連する医療と地域福祉を連携させた取組や地域の再生・融和(もやい直し)を推進することが必要である。 ○水俣病のような悲劇が二度と繰り返されないようにするために、次世代への教訓の継承や国内外(国内は水俣病発生地域以外にも、海外は特に水銀汚染が発生している東南アジア等の発展途上国)への情報発信を進めることが必要である。 【有効性・効率性】 ○「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づく認定者に対して、原因企業により補償が行われ、水俣病総合対策医療事業における医療手帳・保健手帳交付者に対して国及び県により医療費等の支給が行われており、水俣病被害者の救済のため有効である。 ○水俣病発生地域の環境福祉対策は、地元の地方公共団体、関係団体等のニーズを踏まえた、幅広い主体の参加により事業を展開することが求められているが、こうした考え方に基づき胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業や離島等の僻地における医療・福祉推進モデル事業等の取組を進めており、有効かつ効率的に実施している。 ○水俣病経験の普及啓発セミナーの開催等を通じて、水俣病の経験を国内外(国内は水俣病発生地域以外にも、海外は特に水銀汚染が発生している東南アジア等の発展途上国)に発信しており、着実に進展している。



<今後の展開>

- 水俣病被害者救済特措法に基づき、新たな救済措置に向けた取組を進めるとともに、認定審査の円滑な実施及び訴訟への迅速な対応を図ることにより紛争の解決に努める。
- 水俣病発生地域の環境福祉対策(胎児性水俣病患者等の地域生活支援、離島等の僻地における医療・福祉推進モデル事業等)及び再生・融和(もやい直し)を引き続き推進する。
- 水俣病経験を国内外へ引き続き発信する。
- 水俣病に関する調査研究を引き続き推進する。

目標 7-3	石綿健康被害救済対策 石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。
環境・循環型社会白書における位置づけ	7章6節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策
関係課・室	石綿健康被害対策室
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <ul style="list-style-type: none">○石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)に基づき、平成20年度末までに4,552件(平成19年度末:3,351件)が認定されており、被害者等の救済は着実に進んでいる。○「石綿の健康影響に関する検討会」の健康リスク調査結果(6地域)を平成20年度初めに取りまとめ、その結果を踏まえ、今後の石綿関連施策や指定疾病の見直しのための検討材料とするため、一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査(6地域)、救済法の被認定者に係る調査、石綿の健康被害にかかる医学的判断等に関する調査等を実施し、データや知見の集積を行った。○平成20年6月に石綿救済法の改正法が公布、同年12月に施行され、未申請死者が救済の対象とされたほか、救済給付の支給対象期間が拡大された。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none">○石綿による健康被害者の多くは重篤な病気を発症するとも知らずに石綿にばく露し、自らに非がないにもかかわらず、何の補償も受けられないまま死亡する、という状況にあったが、救済法の施行により迅速な救済措置が図られている。しかし、被害の発生状況を見ると、中皮腫の患者数は徐々に増加しており、今後しばらくは、増加すると予想されているため引き続き迅速な救済のための措置を重点的に実施していく必要がある。○石綿については上記のような特殊性があることにかんがみ、健康被害者の迅速かつ安定した救済の観点から、救済給付に必要な費用については、民事責任(損害賠償責任)とは切り離し、広く事業主、国及び地方公共団体が全体で負担する必要がある。 <p>【有効性】</p> <ul style="list-style-type: none">○平成20年度末時点において実質6,557件(平成19年度末:4,714件)の申請が行われ、うち4,552件(平成19年度末:3,351件)が認定されている。 <p>【効率性】</p> <ul style="list-style-type: none">○中央環境審議会に医学的判定のための部会、小委員会、審査分科会を設置し、効率的に医学的判定を進めている。(平成20年度末時点において、環境再生保全機構から申し出を受けた3,557件中、3,440件(平成19年度末:2,489件中、2,403件)について医学的判定を実施。)



<今後の展開>

- 引き続き、石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)の着実かつ円滑な施行に努める。
- 救済法において、国は石綿健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならないこととされていることや、その附帯決議において施行後5年を待たずとも適宜適切に所要の見直しを行うこととされていること等を踏まえ、平成21年度以降、以下の調査を実施する。
 - ・一般環境経由による石綿ばく露健康リスク調査
 - ・被認定者に関する医学的所見等の解析調査
 - ・指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業

目標 7-4	環境保健に関する調査研究 近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。 ①花粉症と一般環境との関係 ②化学物質の複合影響 ③環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査(一般環境中での電磁界ばく露、熱中症等)
環境・循環型社会白書における位置づけ	7章6節 環境保健対策、公害紛争処理等
関係課・室	環境安全課
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>①花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測を行うとともに、花粉症保健指導マニュアルの情報提供を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。</p> <p>②化学物質の複合影響について、多媒体からのばく露や変異原性に関する調査研究を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。</p> <p>③WHOの電磁界に関する総合評価に関する和訳の普及を行い、また、熱中症・紫外線については熱中症保健指導マニュアル・紫外線保健指導マニュアルを作成し、広く一般国民への普及啓発を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。</p> <p>【必要性】</p> <p>様々な健康被害をもたらしていると近年指摘されている上記①～③については、国民の健康に密接に関わる重要問題であり、公益性が高く、環境省として取り組むべき課題である。</p> <p>【有効性】</p> <p>①～③については、調査の結果、依然未解明な点はあるものの、一定の科学的知見が得られ、また環境省ホームページ等を活用し一般国民への情報提供を推進することで目標達成に向け取り組んだ。</p> <p>①花粉飛散予測に関する調査研究の成果を生かして、花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測を行うとともに、花粉症保健指導マニュアル作成を通じての情報提供を行っており、花粉症に対する政府全体の取り組みの中で重要な役割を担っている。</p> <p>②化学物質の複合影響について、多媒体からのばく露や変異原性に関する調査において一定の結論を得た。</p> <p>③WHOの電磁界に関する総合評価の普及を行った。また、熱中症・紫外線については熱中症保健指導マニュアル・紫外線保健指導マニュアルを作成し、広く一般国民への普及啓発を行った。</p> <p>【効率性】</p> <p>関係省庁連絡会議等を活用して、各省との役割分担等の下、調査研究を推進することにより、効率的に進めている。</p>



<今後の展開>

今後の主な課題としては、以下があげられる。

- ①花粉症発症には複数の因子が関与することから、花粉症と一般環境との関係の究明に向けて、調査研究等を推進する。
- ②スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化の検討及びスギ・ヒノキ以外の花粉観測・予測体制を構築する。
- ③大気中の汚染物質等と黄砂の複合影響など、新たに問題となっている化学物質の複合影響に関する検討を行う。
- ④電磁界等環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査に関する情報収集と普及啓発を行う。

そして、今後の主な取組としては以下のことを推進することとしている。

- ①花粉症については、個々の患者への詳細な聞き取り調査や、花粉飛散数理モデルの開発を目的とした研究を推進する。また、本格的な花粉飛散予測を行うとともに、定期的に環境保健マニュアルの更新を行う。さらに、スギ・ヒノキ花粉予測システムの稼働やスギ・ヒノキ以外の花粉観測・予測の検討・実施、またスギ・ヒノキ花粉飛散予測の情報提供に関する検討を行う。
- ②大気中の汚染物質等と黄砂の複合影響について、国内外の文献検索等を行う。
- ③電磁界について、和訳したWHOの総合的な評価結果を用いて知識の普及啓発を行う。
- ④熱中症や紫外線については、定期的な環境保健マニュアルの更新と、熱中症患者に関する情報収集及び解析を行い、熱中症対策の充実を図る。

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等

公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)

石綿による健康被害の救済等に関する法律(平成 18 年法律第 4 号)

目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H20 当初	H21 当初	H22 反映
7-1	①環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)	169,422	143,112	↑
	②局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査	651,318	700,000	↓
	③高齢認定患者リハビリテーションプログラム開発費	18,418	—	—
	④公害健康被害補償給付支給事務費交付金	1,209,565	1,171,886	→
	⑤公害保健福祉事業助成費	56,411	59,479	→
	⑥公害健康被害補償に係る納付金財源交付	10,155,000	9,841,000	→
	⑦公害健康被害補償基礎調査費	10,308	12,403	→
	⑧公害健康被害補償不服審査会等経費	99,676	96,437	→
	⑨公害健康被害補償基本統計調査費	4,521	5,043	→
	⑩自立支援型公害健康被害予防事業推進費	200,000	205,000	↑
	⑪化学物質対策推進共通経費	39,487	38,383	↑
	*イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究	—	—	—
7-2	*イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査費	—	—	—
	①健康被害救済特別措置費	4,747,404	6,747,729	→
	②水俣病対策地方債償還費	4,811,287	4,754,712	→
	③水銀汚染対策調査推進事業	18,758	—	—
	*水俣病に関する総合的研究	—	—	—
7-3	*国立水俣病総合研究センター調査研究費	—	—	—
	①石綿健康被害対策室関係経費	48,485	20,727	→
	②石綿健康被害救済制度に関する海外動向等調査	9,607	19,000	↑
	③一般環境経由による石綿ばく露の健康影響調査	30,202	—	—

	④一般環境経由による石綿ばく露による健康リスク評価に関する調査	73,191	94,316	↑
	⑤石綿の健康被害にかかる医学的判断等に関する調査	8,285	-	-
	⑥石綿関連疾患に係る医学的所見等の解析調査・還元事業	18,184	40,850	↑
	⑦指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業	-	15,402	×
	⑧石綿健康被害救済事業交付金	505,000	574,116	新
7-4	①大気汚染物質等が健康に及ぼす影響に関する総合的研究	29,951	-	→
	②大気汚染物質等健康影響評価事業費	0	27,040	↑
	* 環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査	-	-	-

(注)「*」の事業については、平成 20 年度から、予算書上では「環境問題に対する調査・研究・技術開発に必要な経費」に計上。

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
7-3-⑦	所用の目的を達成する見込みのため	指定疾病が追加された場合、速やかな救済が図られるよう、必要な措置を講ずる。

⑨特記事項

<政府重要政策としての該当>

<当該施策に関する府省庁>

<昨年度評価書からの変更点>

⑩各目標に設定された指標について（該当無し）

平成 21 年度事後評価シート（平成 20 年度に実施した施策）

施 策 名	8. 環境・経済・社会の統合的向上	評価年月日	平成 21 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	総合環境政策局 総務課長 梶原 成元		

①施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 20 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (※372 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	4 地域における環境保全の推進 他			
その他関連する個別計画					

※環境・循環型社会白書「平成 20 年度環境の保全に関する施策・

平成 20 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

②施策について

施 策 の 方 針	市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり、環境保全の人づくり・地域づくりの推進を通じて、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本社会を生み出す。					
	予算動向	H18 年度当初	H19 年度当初	H20 年度当初	<備考>	
	金額(単位:千円)	994,858	1,102,137	1,394,412		
	一般会計	994,858	1,102,137	1,034,412		
	特別会計	0	0	360,000		
施 策 を 構 成 す る 具 体 的 手 段	【経済のグリーン化の推進】					
	○事業活動に環境配慮を織り込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及、金融のグリーン化の促進及び環境保全に取り組む企業が高く評価されるような社会的基盤の整備、エコアクション21の取得促進等事業者の自主的な環境保全活動の推進。					
	○環境ビジネスの市場規模等の調査など環境ビジネスに関する基礎調査の実施。					
	○国等及び地方公共団体におけるグリーン購入の推進及びその基準となる基本方針の見直しや説明会の実施、適切な環境情報のあり方検討、及びグリーン購入地域ネットワークの構築やライフサイクルアセスメントを用いた情報提供手法の検討等、環境に配慮した製品・サービスの普及促進。					
	○二酸化炭素の排出量等に応じて課税する環境税やその他の地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、公害防止等のための税制上の措置についての検討及び順次導入。					
	○国及び独立行政法人等における環境配慮契約の推進及びその基準となる基本方針の見直しや説明会の実施等、環境配慮契約の推進。					
	○温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービスの購入・利用や省エネ行動によりポイントが貯まり、そのポイントの量に応じて、商品等の経済的価値のあるものと交換できる仕組みである、エコ・アクション・ポイントの推進。					
	【環境に配慮した地域づくりの推進】					
	○地域における環境保全のために策定される計画のうち、模範となるような計画の策定及び実施の支援。地方公共団体における環境問題に関する先進的な施策事例等の収集、ウェブ上での情報提供。					
	○公害の早急な解決、未然防止を図るための公害防止計画に基づく各種の公害防止施策の推進。					
	【環境パートナーシップの形成】					
	○国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体間のネットワークの構築を通じた、環境保全のための情報の集積・交換・提供の推進。					
	【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】					
	○環境カウンセラー等の人材の育成、こどもエコクラブによる環境教育・環境学習の場や機会の提供、環境教育・環境学習に関する情報提供、環境学習プログラムの整備等、全ての年齢層を対象にした環境教育・環境学習の推進。					

③施策の方針に対する総合的な評価

【経済のグリーン化の推進】

- 平成 20 年度においては環境配慮促進法附則第4条に基づき、施行後 3 年が経過したことを踏まえ、環境配慮促進法の施行の状況について評価を行うとともに、環境に配慮した事業活動を一層促進するための方策について検討を行い、報告書を取りまとめた。また、特に中小企業向けの環境配慮型経営を促進する仕組みである「エコアクション21」については、認証登録事業者数も年々増加しており、厳しい経済情勢の中でも中小企業における環境配慮型経営は徐々に普及してきている。環境報告書作成割合が前年比でやや減少しており、引き続きその作成の促進を図る必要がある。
- グリーン購入法の対象品目として、10 品目の追加、1 品目の削除と 39 品目の基準の見直しを行うとともに、地方公共団体の事業者向けの説明会を開催し、約 2,000 人の参加を得た。また、環境情報の適切な提供方法について整理した環境表示ガイドラインの普及促進に努めた。これらの施策により、目標達成に向け一定の進展があった。
- 環境配慮契約法制度について全国で説明会を実施し、国・独立行政法人・地方公共団体の調達担当者等 3000 名程度の参加を得、一定の進展があった。
- エコ／SRI ファンドの純資産残高は株価の低迷により平成 17 年度の 2,600 億円から平成 20 年度に 1,063 億円へと減少しているが、設定数は 22 から 27 へと伸びている。エコ／SRI ファンドは環境金融の一部のため、環境融資や補償など、その全体像の把握と体系化を行った。また、エコ／SRI ファンドの普及に向け、資金供給者の環境金融に対するインセンティブの分析及び環境金融における資金需要の推計や新たな金融的手法の検討など、環境金融の促進策について調査・検討を行った。
- 税制上の措置を通じて環境配慮の向上に資することができ、所得税法等の一部を改正する法律附則第 104 条においても、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化(環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。)を推進すること。」とされた。
- 平成 20 年度より、エコ・アクション・ポイントのモデル事業の推進を開始した。全国型事業では、家電や鉄道等の異業種事業者の連携によりエコポイントを発行するもの 3 件、地域型事業では、商店街等が参加して進めるものなど 9 件が公募で採択され、ポイントシステムの立ち上げを支援した。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

- 環境に配慮した地域づくりについては、環境省ホームページ上で地域づくりに関する情報の充実を図った。環境と経済の好循環のまちモデル事業は、事業による CO₂ 削減効果が見られるなど一定の成果をあげているが、今後は対象地域と連携し、事業の効果をより一層高める必要がある。公害防止計画に基づいて各種の公害防止施策が講じられた結果、平成 20 年度末において 1 地域で策定を要しないまでに環境質の改善が見られ、公害の解決という目標達成に向け進展があった。平成 20 年 6 月の温対法の改正により都道府県、政令市、中核市及び特例市に対し、現行の地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する区域全体の自然的・社会的条件に応じた施策を盛り込むことが義務付けられた。これに伴い、計画の策定及び実施の支援を行うため、新地方公共団体実行計画策定マニュアル等改訂検討会を開催。

【環境パートナーシップの形成】

- 環境パートナーシップの形成については、地球環境パートナーシッププラザ(以下、プラザという)／地方環境パートナーシップオフィス(以下、地方 EPO という)の活性化を通じ、パートナーシップについての理解が各主体に広がり、地域でのパートナーシップ促進の取組を展開・支援する素地が形成されたが、具体的な企業、NPO、地域コミュニティ、行政とのパートナーシップ事業の形成、情報発信が十分できていない。また、環境政策の企画・立案における民間団体の参画については、政策提言の動きは出てきているが、政策提言能力の向上や官民協働での政策形成については十分には取り組めていない。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

- 環境教育・学習による環境保全意識の醸成については、こどもエコクラブ事業や我が家の環境大臣事業等を通じた場や機会の拡大、環境教育指導者育成事業や環境カウンセラー活用促進事業等を通じた指導者の育成、環境教育データベース総合整備事業等を通じた情報提供等により国民各界各層に対する環境教育が推進され、目標達成に向けて進展があった。
- わが国における「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の 10 年」実施計画において初期段階における重点的取組事項として掲げられている「高等教育機関における取組」の一環として、国際的に活躍する環境リーダーの育成を具体化するために平成 20 年 3 月に策定した「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」にもとづいて、実践的な環境人材育成を支援するための産官学民連携コンソーシアムの立ち上げに向けた準備や、環境人材育成にとりくむ



④今後の主な課題

【経済のグリーン化の推進】

- 事業活動に環境配慮を組み込む手法や取組内容の評価手法の開発・普及、企業の環境配慮の取組が市場から積極的に評価され、投資家の投資判断の材料となるような金融グリーン化の促進。
- より効果的なグリーン購入の促進のための特定調達品目や判断の基準の見直し、小規模な地方公共団体のグリーン購入の取組の遅れへの対応。
- 環境配慮型製品の信頼性向上のための製品テストや検証制度、適切な環境の情報提供方法の検討。
- 引き続き、環境配慮の向上に資するような税制上の措置の実施に努めるとともに、環境税についても検討。
- 契約類型の追加を含む、更なる環境配慮契約の促進。環境配慮契約の義務対象機関である国及び独立行政法人等の着実な実施、努力義務対象機関である地方公共団体等への普及促進。
- エコ・アクション・ポイントについては、全国型のモデル事業では、多様な企業の参画を得た事業として本格展開し、幅広い国民の参加を促進する。地域型事業では、20年度モデル事業の成果を踏まえ、採択事業の周辺地域や関連事業者内での拡大等を通じて他地域での普及・拡大を図る。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

- 低炭素型の地域づくりをはじめとする環境に配慮した地域づくりの一層の支援、利用者のニーズに対応した情報提供、コミュニティ・ファンド等の市民出資・市民金融の発展方策の検討、残された公害防止計画策定地域の公害の解消及び地域が抱える環境問題に的確に対応するための、総合的な計画制度のあり方に関する検討、温対法の改正で義務となった地方公共団体全ての地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策)策定を支援することが課題。

【環境パートナーシップの形成】

- NPO 等の政策提言能力の向上、パートナーシップ形成に必要なプラザ等の体制・機能の充実、NPO 等が経済的に自立した活動を展開し、パートナーシップ事業を形成するための支援が課題。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

- 個々人の環境保全の意識の向上を具体的な行動に結び付けること、環境教育の地域間格差を解消するためのプログラム整備等、わが国における「ESD 実施計画」の初期段階における重点的取組事項のうち「高等教育機関における取組」を充実することが課題。



⑤今後の主な取組

【経済のグリーン化の推進】

- 環境配慮促進法の評価を踏まえた環境配慮型経営の促進に向けた取組の検討や、環境ビジネスの市場規模等についての調査、企業の環境配慮の取組が市場から積極的に評価され、投資家の投資判断の材料となる仕組み等の環境金融に係る調査等を実施する。また、民間事業者による環境報告書作成及び利用の促進等を図る。
- 地方公共団体に向けてグリーン購入の具体的な取組手法などを紹介したガイドラインを用いて、小規模な地方公共団体への取組の推進を図るなど、環境に配慮した製品・サービスの普及促進に係る施策を実施する。
- 古紙偽装問題等による環境配慮型製品の信頼性失墜に対し、エコテストの実施及び情報提供等による信頼性確保に係る施策を検討・実施していく。
- 環境配慮の向上に資する税制上の措置を実施するとともに、環境税についても検討を進める。
- より効果的な環境配慮契約の促進のための基本方針等の見直し。環境配慮契約の義務対象機関である国及び独立行政法人等の着実な実施の確保、努力義務対象機関である地方公共団体等に対し、説明会の開催や先進事例パンフレットの作成・配布等による普及促進。
- エコ・アクション・ポイントについては、21年度公募により採択されたモデル事業(全国型3事業、地域型6事業)の立ち上げや拡張・改良を通じて、幅広い国民と企業の参加を得て本格展開していく。
- また、グリーン家電の普及促進のため、エコ・アクション・ポイントを活用する。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

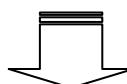
- 公共交通を中心とした低炭素型の地域づくりに向けた計画の策定や事業の実施に対する支援を進めるとともに、環境省ホームページ上での地域づくりに関する情報の更なる充実を進める。また、公害防止計画による施策の推進を図るとともに、制度の見直しに向けた検討を行う。
- コミュニティ・ファンド等の市民出資・市民金融を活用した環境保全活動の促進策をより具体的に検討する。
- 温対法に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策)策定マニュアル及び事例集を作成し、説明会を開催することで対象となる地方公共団体の支援を行う。

【環境パートナーシップの形成】

- 地方環境事務所、地方EPOと連携したセミナー等の開催によるNPOの政策提言能力の向上の支援、地方環境事務所・プラザ・地方EPOと関係機関との連携関係の強化、NPO等が経済的に自立した活動として発展できるよう中間支援団体による支援など、育成策の検討を行う。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

- 引き続き、環境教育の場や機会の拡大、人材育成、プログラム整備、情報提供等を進めるとともに「高等教育機関における取組」を支援するための具体的な施策(例えばコンソーシアムの運用を支援)を実施する。



施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
	⑤	定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	⑤

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標	経済のグリーン化の推進							
	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、「環境と経済の好循環」を実現することにより、「健やかで美しく豊かな環境先進国」を目指す。							
環境・循環型社会白書における位置づけ	7章8節 社会経済のグリーン化の推進に向けた取組							
関係課・室	環境経済課							
指標の名称及び単位	①環境ビジネスの市場規模[兆円] ②環境ビジネスの雇用規模[万人] ③地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率[%] ア. 地方公共団体 イ. 上場企業 ウ. 非上場企業 ④(間接)ISO14001、エコアクション21等の登録事業者数[事業者] ⑤(間接)エコ/SRIファンドの設定数、純資産残高[億円]及びその割合[%] ⑥(間接)環境報告書公表企業(上場/非上場)[%] ⑦(間接)環境会計実施企業(上場/非上場)[%]							
指標年度等	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値	
指標	①	約37	約44	約45	約50	調査中	H22年度	約50
	②	約96	約103	約102	約95	調査中	H22年度	約140
	③ ア	41.5	44.2	(※) 76.1	76.2	76.0	H22年度	100
	イ	64.7	60.8	66.8	77.5	調査中	H22年度	約50
	ウ	51.5	52.2	56.5	70.3	調査中	H22年度	約30
	④	16,000	18,809	21,224	22,836	24,035	—	増加傾向を維持

目標を設定した根拠等	⑤	—	22/2,600 億円 /0.44%		30/2,994 億円/0.39%	31/1,913 億円/0.33%	—	増加傾向を維持
	⑥	38.7/17.0	45.3/20.8	47.0/24.6	51.8/28.0	48.9%/26.9%	H22 年度	約 50/約 30
	⑦	31.8/17.2	36.9/21.2	37.5/22.7	39.8/22.4	37.2%/20.0%	H22 年度	約 50/約 30
評価・分析	基準年	①、②H 9 年度 ③、⑥、⑦H13 年度		基準年の値	①約 25 ③ア 23.6 イ 15.3 ウ 11.8 ⑥約 30/約 12 ⑦約 23/約 12			
	根拠等	①、②、⑥、⑦循環型社会推進基本計画						
<p>【達成の状況】</p> <p>○平成 20 年度においては環境配慮促進法附則第4条に基づき、施行後 3 年が経過したことを踏まえ、環境配慮促進法の施行の状況について評価を行うとともに、環境に配慮した事業活動を一層促進するための方策について検討を行い、報告書を取りまとめた。また、特に中小企業向けの環境配慮型経営を促進する仕組みである「エコアクション 21」については、認証登録事業者数も年々増加しており、厳しい経済情勢の中でも中小企業における環境配慮型経営は徐々に普及してきている。環境報告書作成割合が前年比でやや減少しており、引き続きその作成の促進を図る必要がある。</p> <p>○グリーン購入法の対象品目として、10 品目の追加、1 品目の削除と 39 品目の基準の見直しを行うとともに、地方公共団体の事業者向けの説明会を開催し、約 2,000 人の参加を得た。また、環境情報の適切な提供方法について整理した環境表示ガイドラインの普及促進に努めた。これらの施策により、目標達成に向け一定の進展があつた。</p> <p>○環境配慮契約法制度について全国で説明会を実施し、国・独立行政法人・地方公共団体の調達担当者等 3000 名程度の参加を得、一定の進展があつた。</p> <p>○エコ／SRI ファンドの純資産残高は株価の低迷により平成 17 年度の 2,600 億円から平成 20 年度に 1,063 億円へと減少しているが、設定数は 22 から 27 へと伸びている。エコ／SRI ファンドは環境金融の一部のため、環境融資や補償など、その全体像の把握と体系化を行った。また、エコ／SRI ファンドの普及に向け、資金供給者の環境金融に対するインセンティブの分析及び環境金融における資金需要の推計や新たな金融的手法の検討など、環境金融の促進策について調査・検討を行った。</p> <p>○税制上の措置を通じて環境配慮の向上に資することができ、所得税法等の一部を改正する法律附則第 104 条においても、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化(環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。)を推進すること。」とされた。</p> <p>○平成 20 年度より、エコ・アクション・ポイントのモデル事業の推進を開始した。全国型事業では、家電や鉄道等の異業種事業者の連携によりエコポイントを発行するもの 3 件、地域型事業では、商店街等が参加して進めるものなど 9 件が公募で採択され、ポイントシステムの立ち上げを支援した。</p> <p>【必要性】</p> <p>○地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題をはじめとする今日の環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決が困難であり、税制等の活用や、環境等の社会的課題に対して積極的に取組む事業者に十分な資金が流れやすくするための金融機能の活用、環境報告書や環境会計のガイドライン等を活用した事業者の自主的な環境保全活動を促進するためのツールの作成・普及による、事業者の自主的取組の一層の促進が必要となっている。環境基本計画においても、環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上が、環境政策の大きな柱として位置付けられているところであり、経済活動における環境配慮の徹底に資する本施策が必要である。</p> <p>○今日の環境問題を解決し、持続可能な社会経済を実現するためには、環境保全に資する技術・製品・サービス等を提供する環境ビジネスの発展が果たす役割は大きい。「21 世紀環境立国戦略」(平成 19 年 6 月閣議決定)においても「車の両輪として進める環境保全と経済成長・地域活性化」として環境と経済の両立を図ることの重要性を訴えており、また「戦略 8 環境立国を支える仕組みづくり」として環境保全の取組が市場で適正に評価される仕組みづくりや政府の率先した取組の推進等により、環境立国に向けた人々の自主的積極的な取組や創意工夫を最大限に引き出すために、市場メカニズムの活用等の検討と企業行動等における環境配慮の普及・促進が挙げられている。</p> <p>○持続可能な社会経済を実現するには環境負荷の低減に資する環境配慮型製品等の普及を図る必要があるが、そのためには、各主体が環境配慮型製品等に対する認識を共有することが第一に必要</p>								

である。その上で消費者は環境配慮型製品の選択に努め、事業者はその選択を促すための製品の環境情報を消費者に提供し、また事業者自身も環境に配慮した製品やサービスを積極的に購入することが求められる。国はこのような情報の受発信が適切に行われるよう、環境物品等の情報収集・整理を行うとともに、国内市場に大きな影響力を有する購入主体として、環境物品等の調達を推進することによりこれらの需要の拡大を図る必要がある。

○持続可能な社会経済を実現するために、契約の段階において環境負荷の低減に配慮することによって、温室効果ガス等の排出の削減を図ることは大変重要な課題である。国等は、通常の経済主体として国民経済に大きな位置を占めており、また国等の契約の在り方は他の主体の契約の在り方に対しても大きな影響力を有しているため、国等が温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を行うことによる市場への波及効果は極めて大きい。そのため、国等が具体的に取り組む環境配慮契約の種類や内容、手続等を基本方針等において示して、その普及を図る必要がある。

○低炭素社会形成のためには、特に近年の増加が著しい業務・家庭部門の温室効果ガス削減が必要不可欠であり、そのためには、国民一人ひとりのライフスタイル等の変革を図っていくことが必要不可欠である。

【有効性】

○事業者の自主的な環境保全活動の推進については、環境報告書や環境会計のガイドラインを通じた普及促進等により、環境報告書を作成する企業、環境会計を導入する企業が年々着実に増加している。

○環境マネジメントシステムの構築については、代表的な規格である ISO14001 の認証取得件数は 2 万件を超えており、世界的に見ても取組が進んでいる。また、エコアクション 21 に取り組む事業者数については、財團法人地球環境戦略研究機関持続性センターが実施している認証制度における認証登録数が、平成 21 年 3 月末現在で 3,200 件(P)を超えている。

○環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、全国 1,874 の地方公共団体を対象としてグリーン購入の取組状況についてアンケート調査を実施したところ、町村のみでは 64.6% (平成 18 年度 63.5%) と若干遅れているものの全体では 76.2% (平成 18 年度 76.1%) の実施率となっている。(※なお、平成 18 年度からアンケートの設問を、紙類や文具など品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。)

環境物品等の市場形成状況では、平成 17 年度における特定調達物品等の市場占有率が、調査等から把握可能な品目については全て、グリーン購入法施行前の平成 12 年度より上昇しているなど、環境物品等の市場の拡大は着実に進展している。

○環境ビジネスの振興については、平成 12 年度現在の市場規模は約 30 兆円、雇用規模が約 77 万人 (平成 14 年度調査) であったものが、平成 19 年度現在で、市場規模が約 45 兆円(P)、雇用規模が約 102 万人(P) (平成 20 年度調査) に増加している。

○経済的手法の活用については、例えば、環境性能に優れた自動車に対する税制優遇措置等により、低公害車の保有台数が、平成 19 年度末で 1,647 万台と増加している。

○環境配慮契約の基本方針等の内容を、地方支分部局を含めた国の機関や独立行政法人、地方公共団体等に周知して、取組みを普及する必要があり、周知するための説明会を全国 47 都道府県で開催し、合計 3000 人以上の参加を得た。

○国民一人ひとりのライフスタイル等の変革を図るために、21 世紀環境立国戦略や京都議定書目標達成計画に盛り込まれた、国民一人ひとりの温暖化対策行動に経済的インセンティブを付与する取組であるエコ・アクション・ポイントが有効である。

【効率性】

○事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策の成果は、様々な分野での環境政策の一層の展開にいかされるものである。また、事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策は、国が調査研究やガイドライン策定等の環境整備を行うことで、企業等に対し環境配慮への取組を促進するよう働きかけるものであり、実際の環境保全活動そのものは事業者の自主的な取組により行われるという点において、効率的である。

○環境ビジネスの振興については、指標①にあるとおり、環境ビジネスの市場規模が今後とも拡大する

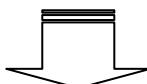
ことが期待される。このような状況において、本施策は規制等ではなく、情報提供、基盤整備等の施策の展開を通じて、企業の自主的な取組を促し、環境産業を活性化することにより、持続可能な社会の構築を目指すとともに、我が国の経済活性化、さらには雇用の創出にも資するものであり、実際の環境保全活動は事業者の自主的な取組により行われるという点において、効率的である。

○環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、環境への配慮に関して意識の高い一部の事業者や消費者がグリーン購入に取り組んでいるものの、社会全体での取組は十分とは言えない。このような状況において、経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国等又は公的部門が、環境物品等を率先して購入することは、市場規模の拡大など、その波及効果が市場にもたらされるとともに、その取組が地方公共団体や民間部門へ普及する呼び水となるものであり、効率的な手法である。

○環境税等の経済的手法は、市場メカニズムを通じて制度の対象者全体の対策費用を最小化することが可能であるとともに、直接的に事業を実施するものではなく、必要最低限の行政コストで実施できるものであるため効率的と考えられる。

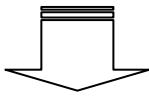
○環境配慮契約については、その考え方は、まだ普及していない。このような状況において、経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ他の主体の契約の在り方にも大きな影響を有する国が、環境配慮契約に率先して取り組むことは、波及効果が市場にもたらされるとともに、その取組が地方公共団体や民間部門へ普及する呼び水となるものであり、効率的な手法である。

○エコ・アクション・ポイントは、ポイント原資や運営費を公に依存していないことを前提としており、ビジネスモデルの中で自立的に循環するという点で事業効率がよい。



<今後の展開>

- 事業者の自主的な環境保全活動の推進においては、事業活動に環境配慮を組み込む手法や取組内容の評価手法の開発・普及、環境に配慮した「お金」の流れを拡大するための金融グリーン化の更なる促進及び環境配慮促進法等に基づいた公的法人、民間事業者等あらゆる主体による環境配慮の取組を促進することを課題としている。平成21年度においては、前回の改訂より5年が経過するエコアクション21について、平成19年度の環境報告ガイドラインの改訂や平成20年度の地球温暖化対策推進法の改正といった昨今の最新状況を踏まえ、改訂を行うことにより、中小企業者の自主的な環境配慮の取組を推進する。また、エコアクション21を持続可能な形で運営していくことができるよう、地域事務局による自立的な運営に対して一定の助言や支援を行っているところであり、引き続きこのような取組を続けてまいりたい。環境に配慮した金融については、その全体像を把握し、普及拡大に向けた検討を行うとともに、財政投融資や利子補給等を活用し、環境に配慮する企業への低利融資を行う等金融のグリーン化を推進する。さらに、平成20年度に行った環境配慮促進法の評価・検討も踏まえ、環境報告ガイドラインの改訂等も含めた環境報告書の普及促進策を図る。
- 環境ビジネスの振興については、引き続き環境ビジネスの市場規模及び雇用規模についての調査や、「環境にやさしい企業行動調査」による意識調査を行い、現状の把握を行うとともに、エコジャパンカップの開催等を通じ、優れた環境ビジネスのアイディアを発掘する。
- 環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、さらに効果的かつ効率的に持続可能な社会の構築を図っていくため、環境負荷低減効果、環境物品等の市場形成への効果の観点から国等によるグリーン購入の効果を評価し、今後の取組に反映する。また、製品テストの実施等により、環境配慮製品の信頼性確保を図る。
- 環境配慮契約については、その環境負荷低減効果や普及状況を踏まえ、環境配慮の内容・手続を具体的に定める契約類型の追加も含め、基本方針等の内容を見直していく。あわせて、地方公共団体等への環境配慮契約の普及を図る。
- 経済的手法の活用については、環境配慮の促進に効果を挙げている税制上の措置を引き続き実施するとともに、環境税を含めさらに効果的な方策について、検討する。
- エコ・アクション・ポイントについては、全国型のモデル事業では、多様な企業の参画を得た事業として本格展開し、幅広い国民の参加を促進する。地域型事業では、20年度モデル事業の成果を踏まえ、採択事業の周辺地域や関連事業者内の拡大等を通じて他地域での普及・拡大を図る。
- エコポイントの活用によるグリーン家電の普及事業を実施する。



＜今後の展開＞

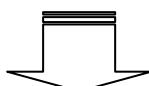
- 環境に配慮した地域づくりを資金面から支援するため、公共交通を中心とする低炭素型の地域づくりに向けた計画策定の支援を行うとともに、コミュニティ・ファンド等の市民出資・市民金融を活用した環境保全活動の促進等を検討する。
 - 環境と経済の好循環のまちモデル事業については、各モデル事業ごとに事業効果の最終評価を行う。
 - 公害防止計画は、平成20年度未現在、176市区町村が計画策定地域として指定されており、引き続き都府県に対し、より実効性のある計画の推進を図るとともに、制度の見直しに向けた検討を行う。

【有効性】

- プラザ／地方 EPO では、各主体間のパートナーシップの促進のためにホームページ上での情報提供・政策提言プロセスへの支援を行ってきている。その結果、環境分野の取組における NPO 等の役割は認知されてきており、地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数及びメールマガジン配信人数は、平成 20 年度には 819 万件、3,795 人に達し、目標(これまでの目標: 目標年 18 年度、300 万件、3,000 人)を達成した。また地方公共団体や企業が NPO 等とパートナーシップによる取組を始めている事例も各地域で出てきており、プラザで展開してきたパートナーシップ支援は効果があったと考えられる。
- すべての地方 EPO の設置が整い、地域でのパートナーシップ促進の基盤が作られた。
- プラザにおいて、直接国民との政策等に関する情報提供・意見交換が行われたり、NGO/NPO・企業から環境に関する政策提言を募集し、優秀な提言の発表の場を設ける「環境政策提言フォーラム」が実施され、寄せられた提言を広く公開されるなど、環境保全活動や環境政策の立案実施における国民と環境省のパートナーシップが構築されつつある。また、平成 20 年度は地域における持続可能な社会づくりを実現するため、地方EPOとの連携により環境NPOを事業型環境NPOや社会的企業として発展させていくための支援ツールの開発・整理を行うとともに、中間支援組織の支援方法等を示したガイドラインの作成を目指した検討を行うなど、プラザ、地方EPOにおける、企業活動、地域作り面でのパートナーシップ促進を図っている。
- 環境NPOの活動等をHP上で紹介している「環境らしんばん」の団体登録数は増加しているものの、登録に際し数種類の申請書を提出する必要があるなど、手続きが煩雑である等及び環境NGOへの周知活動が不十分であった等の理由により、平成 20 年度で 860 団体にとどまり目標(2,000 団体)を達成できなかった。

【効率性】

- インターネットを活用して幅広い環境情報を全国に発信することで、各主体において情報が共有され、パートナーシップ形成に必要な情報を容易に入手できるようになり、環境保全活動を行う NPO が同様の活動を行う各主体との協働によって、より広範な活動を行うなど、効率的な対応が図られるようになった。
- NPO／企業との意見交換や、政策提言プロセスにより NPO、企業、国民の意見が環境政策立案者へ届きやすくなり、現場における行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できるようになってきた。
- 一方、プラザ／地方 EPO で展開される意見交換や政策提言プロセスはその対象及び参加者が依然東京に偏りがちであり、地方で取り組む NPO／企業との連携のためには、地方で活動を展開することが効率的と考えられる。



＜今後の展開＞

- 様々な主体の特性を生かしたパートナーシップによる持続可能な地域づくりを進めていくにあたっては、NPO・企業等のパートナーシップ形成能力の向上、プラザ／地方 EPO の機能強化、パートナーシップ事業の形成・普及が課題であり、このため、以下を実施。
 - ①政策提言能力の向上や官民協働での政策づくりの政策提言能力を向上させるための支援などを実施する。
 - ②プラザ及び地方 EPO を、政策形成等行政と民間との協働取組、企業活動、地域づくり等の拠点としての活動を進めていく。
 - ③環境NPO コミュニティ・ビジネス、社会的企業として経済的に自立した活動として発展できるよう中間支援団体による支援事業を展開する。
 - ④環境保全活動・環境教育推進法について、NPO の活動の促進、企業、行政、NPOとの協働取組推進という観点から環境パートナーシップ推進の枠組みづくりを進められるよう、見直しを行う。

行っている環境教育等人材認定等事業登録事業では、平成 20 年度末までに 33 の事業を登録し、HP で公開するなどしてその活用を図っている。

○ESD の 10 年については、我が国における実施計画に基づき、初期段階の重点的取組事項を中心にして施策を展開しており、ESD の 10 年促進事業により、全国 14 地域をモデルとして地域の多様な主体が参加した ESD を実施したほか、各ブロック単位で ESD 推進フォーラムを開催しており、全国への波及に向けて有効である。

【効率性】

- 文部科学省や関係省等と連携して事業を展開することで、学校関係者をはじめとして幅広く環境教育を推進することができる。
- 基本的かつ総合的な施策を行う国と区域内の特性に応じた施策を行う自治体とが連携を図ることで、国の施策が浸透しやすくなり、迅速に地域の実情にあった対応ができると見込まれるため、より適切かつ効率的に環境教育や ESD の普及啓発を行うことができる。
- 各施策それぞれ Web 上での情報提供に努めているが、特に、我家の環境大臣事業については、教材等の紙での配布を中止し、携帯サイトへの移行を進めたことで、費用対効果がさらに高まった。平成 19 年度調査「環境にやさしいライフスタイル実態調査」で、環境情報の入手経路についての調査において、前々回(平成 15 年度調査)からの傾向をみると、「インターネットやメール(メールマガジンなど)から」等の情報が増加しており、インターネットを使用することで、今後もより幅広い情報提供が期待できる。



<今後の展開>

- 環境保全の意識の醸成、さらには、具体的に行動できる人づくりに向けて、21 世紀環境教育プランに基づき、「いつでも・どこでも・誰でも」環境教育に取り組むことができるよう環境教育・環境学習の場や機会の拡大、指導者の育成、プログラムの整備、情報提供・普及啓発などを引き続き推進する。
- 特に、持続可能な社会を構築するためには、一人ひとりの取組が大切であるという認識のもと、環境教育の地域間格差を解消し、全国どこでも環境教育を受けることができるよう教材、プログラムの整備に努める。環境カウンセラーについても、今後、質を維持しつつ量的拡大を図っていく中の目標達成を考えているが、地域間格差の解消という視点から、地方での人材発掘に努めていく。
- さらに、子どもに対する環境教育については、教育基本法の改正を受け、今後ますますその重要性を増していくと考えられるため、文部科学省等との連携を強化し、学校での環境教育を推進していく。
- また、わが国における「ESD 実施計画」の初期段階における重点的取組事項及び「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」に基づき、産官学民連携コンソーシアムの本格的な立ち上げや、昨年度立ち上げたアジア環境大学院ネットワーク(ProSPER.Net)による環境人材育成の教育プログラムの開発等を引き続き推進していく。

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等

- 環境基本法・環境基本計画
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)
- 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)
(平成 16 年法律第 77 号)
- 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成 15 年法律第 130 号)
- 自動車税、住宅関連税等のグリーン化等

目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H20 当初	H21 当初	H22 反映
8-1	①国等におけるグリーン購入推進等経費	33,771	317,973	↑
	②国等における環境配慮契約等推進経費	28,164	47,265	↑
	③環境経済統合推進等経費	39,821	11,390	↓
	④環境保全企業行動等推進経費	107,785	91,933	→
	⑤社会の環境配慮の見える化検討調査費	21,418	17,412	→

	⑥エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業(一般会計)	10,095	10,150	→
	⑦エコポイント等 CO2 削減のための環境行動促進モデル事業(特別会)	360,000	360,332	→
	⑧地域における二酸化炭素排出抑制対策推進(特別会計)「再掲 1-1」	-	-	
8-2	①地域エコ推進事業(一般会計)	9,593	7,530	↓
	②公害防止計画策定経費	4,270	6,472	↑
	③低炭素地域づくり面向的対策推進事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
	④世界に貢献する環境経済の政策研究「再掲:9-3」	-	-	
8-3	①地球環境パートナーシッププラザ運営費	92,120	88,506	→
	②NGO/NPO環境政策提言推進調査費	14,953	14,966	→
	③地方環境パートナーシップ推進費	93,989	95,032	→
	④持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業中間支援スキーム事業	-	54,842	↑
8-4	①環境カウンセラー事業	26,976	26,226	↑
	③ 環境教育・環境学習推進活動基盤整備事業(⑯21世紀環境教育AAAプラン推進事業に統合)	18,481	17,708	×
	④ 環境教育推進事務費	1,227	1,231	↑
	⑤地球温暖化防ぐ学校エコ改修事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
	⑥学校エコ改修と環境教育事業	44,484	37,083	↑
	⑧環境教育等人材認定等事業登録事業	4,239	4,239	↑
	⑨国連持続可能な開発のための教育の10年(ESD)促進事業	98,416	169,514	↑
	⑩ 環境教育及び環境保全活動の推進に係る制度的検討調査	6,100	-	×
	⑫環境教育出版教材(「エコ学習トランク」)普及事業	18,275	-	×
	⑬国連大学拠出金	150,000	155,000	↑
	⑯21世紀環境教育AAAプラン推進事業	199,285	214,519	↑

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
8-4 ③	⑯21世紀環境教育AAAプラン推進事業に統合	

⑨特記事項

<政府重要政策としての該当>

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日)
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(平成17年6月21日)
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日)
- 施政方針演説:第169回国会(平成20年1月18日)

<当該施策に関する府省庁>

- 文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省及び内閣府

<昨年度評価書からの変更点>

- 指標8-2-④については、地域環境行政支援システムの環境省ホームページへの統合に伴い、アクセス件数の集計ができなくなったため削除した。
- 指標8-3-②の目標年を、目標値の達成見込みを念頭に、平成22年度(現行政策評価基本計画期間)に変更した。
- 指標8-3-③の目標値が「増加傾向を維持」としていることから、目標年を「一」に変更した。

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	8-1-①	環境ビジネスの市場規模
	8-1-②	環境ビジネスの雇用規模
	8-1-③	地方公共団体におけるグリーン購入実施率
	8-1-④	(間接)ISO14001、エコアクション21等の登録事業者数
	8-1-⑤	(間接)エコ/SRIファンドの設定数、純資産残高及びその割合

	<p>8-1-⑥ (間接) 環境報告書公表企業(上場/非上場)</p> <p>8-1-⑦ (間接) 環境会計実施企業(上場/非上場)</p> <p>8-2-① (間接) 地域環境総合計画策定団体率</p> <p>8-2-② (間接) 環境と経済の好循環のまちモデル事業実施に伴う CO₂排出削減量</p> <p>8-2-③ (間接) 公害防止計画策定地域を構成する市区町村数</p> <p>8-3-① (間接) 地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数</p> <p>8-3-② (間接) 環境らしんばん登録団体数</p> <p>8-3-③ (参考) 地球環境パートナーシッププラザのメールマガジン配信人数</p> <p>8-4-① (間接) 環境カウンセラーの登録者数(累計)</p> <p>8-4-② (間接) こどもエコクラブがある市町村の割合</p>
指標の解説	<p>8-1-①:OECD の環境ビジネスの分類に基づき、わが国の環境ビジネスの市場規模について算出したもの</p> <p>8-1-②:OECD の環境ビジネスの分類に基づき、わが国の環境ビジネスの雇用規模について算出したもの</p> <p>8-1-③:地方公共団体、上場企業、非上場企業におけるグリーン購入の組織的な実施状況をアンケート調査により把握した割合</p> <p>8-1-④:ISO14001、エコアクション21の登録事業者数</p> <p>8-1-⑤:SRI ファンドの純資産残高</p> <p>8-1-⑥:上場企業並びに従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所における環境報告書の作成・公表状況をアンケート調査により把握した割合</p> <p>8-1-⑦:上場企業並びに従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所における環境会計の実施状況をアンケート調査により把握した割合</p> <p>8-2-①:全地方公共団体に占める、地域環境総合計画を策定している地方公共団体の割合</p> <p>8-2-②:交付金事業における施設整備による CO₂ 削減効果</p> <p>8-2-③:公害防止計画策定地域における市区町村の数(及び策定地域数)</p> <p>8-3-①:パートナーシップ情報を入手するためにプラザホームページにアクセスのあった件数</p> <p>8-3-②:情報を発信するために環境らしんばんに登録のあった団体数</p> <p>8-3-③:プラザ／オフィスからのタイムリーな情報をメールマガジン配信した人数</p> <p>8-4-①:市民や事業者が必要などきに速やかに助言等を得られることを基準に中学校区数約 11,000 × 1/2=5,500 名という目標値を設定。</p> <p>8-4-②:平成 20 年度予算作成時の成果目標として、こどもエコクラブがある市町村の割合を 50%とする。</p>
評価に用いた資料等	<p>8-1-①②環境と経済の統合のための産業活動のグリーン化促進に関する調査検討業務報告書(環境省)</p> <p>8-1-③グリーン購入に関するアンケート調査及び環境にやさしい企業行動調査(環境省)</p> <p>8-1-④ISO14001 適合組織統計データ((財)日本適合性認定協会)、エコアクション21認証・登録事業者リスト((財)地球環境戦略研究機関持続性センター)</p> <p>8-1-⑤日本の SRI ファンドパフォーマンス 純資産残高(モニングスター社)、8-1-⑥⑦環境にやさしい企業行動調査(環境省)</p> <p>8-3-①②③プラザ／オフィス各種統計</p>



指標に影響を及ぼす外部要因	<p>8-1-③市町村合併</p> <p>8-1-⑥⑦事業者の統廃合等</p> <p>8-2-④環境省ホームページへの統合。</p>
---------------	--